

第1編

總論

第1章 栃木県の地形、地質、気候

第1節 地形

本県は面積 6408km²であり、東西約 84km、南北約 98km の楕円形をなしている。全面積の 1.7%を占め北関東では最大の面積を有する県である。北西部は日光、高原、那須の山岳地帯からなり、白根(2,578m) 男体(2,486m) 女峰(2,483m)の山々がそびえ分水嶺により福島県と境する。西側には下野山地、足尾山地があり群馬県と境し、東は八溝山地により茨城県と境している。これら三方の山々の林野面積は県土の 54.8%を占め県中央平野を囲み、県の環境の良さを維持しており、中央部は関東平野の北辺をなし肥沃な大地となっている。

河川は東部の那珂川を除き我が国最大の利根川支流であり、西から渡良瀬川が足利市を流れ、下流渡良瀬遊水地で水量を貯え利根川に入る。思川は黒川、姿川の合流する県南平地の大水脈である。

鬼怒川は本県を東西に2分して流れ、全長 124.8kmの主流で多くの農耕地を灌漑しており、上流はダムにより洪水調節が行われている。那珂川は豊富な水量で県東部を潤し茨城県那珂港に注いでいる。湖沼は中禅寺湖(11.77km²) 五十里湖(3.1km²)が主なものである。

第2節 地質

1. 本県地史のあらまし

本県地史の起源は遠く古代史(2.25億年～5.7億年前)にさかのぼり、秩父地向斜の形成とち地向斜内の火成活動に始まり、これらの経過をたどって足尾山地、帝釈山脈、八溝山脈等の古生層の各地層が形成されている。中世代(0.63億～2.25億年前)に入っては熱変成作用(花崗岩底盤の貫入)が行われて古生層山地にみる花崗岩となる。このため古生層岩石は著しい接触変質を被った。渡良瀬川沿岸の桜石ホ

ルンフェルス、大芦川のホルンフェルス、八溝山脈北部、松葉川の松葉石(点紋粘板岩)は古生層岩石が接触作用の結果できた接触変質岩である。

新生代(6000万年前)第三紀(5800万年前)に入っては大規模な石英粗面岩のさきめ噴出が起こり白根山塊及び塩原盆地北部の大佐飛傾塊を形成した。しかも、この石英粗面岩質凝灰岩は本県の石材資源の重要部分を占めている。更に第三紀中期から紀末にかけて、いわゆる本県の第三紀水成層が形成されている。第四紀洪積期に入っては、著しい火山活動の舞台となり、日光火山群、高原火山、那須火山群等が噴出して、初めて現今我々の見る地形ができあがったのである。

この原形が浸食作用をうけて現在の地形をなしている。これらの火山活動によって噴出された火山灰は赤土層を形成し、軽石層は鹿沼土となっている。山地の削剥により洪積層として発達した扇状地には那須野原扇状地、及び小倉川開折扇状地があり、沖積層に属するものとして今市扇状地(大谷川扇状地)及び山麓扇状地が各地に点在する。

第3節 気象

気象については、近年、全国各地で異常気象が起きており、過去に経験のない災害対応が生じるなど予測と対応が難しくなっている。

1. 県内の気象分布

(1) 宇都宮市

①宇都宮地方気象台(宇都宮市)における平均気温の長期変化

宇都宮地方気象台で観測された年平均気温の経年変化を図1-1-1に、に示す(統計期間:1891～2014年)。なお、宇都宮地方気象台は1935年1月に観測場所を移転した。図中の移転前の値は、移転による影響を除去するための補正を行っている。

第1編 総論

年平均気温には上昇傾向がみられる。

② 宇都宮地方気象台(宇都宮市)における降水量の長期変化

宇都宮地方気象台で観測された年降水量の経年変化

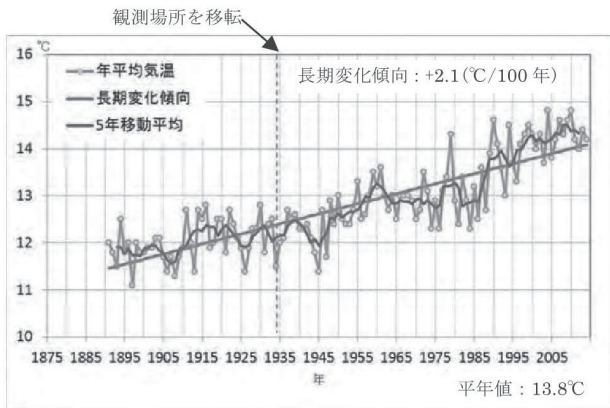


図 1-1-1 宇都宮地方気象台の年平均気温の経年変化

化を図 1-1-2 に示す(統計期間：1891～2014年)。

年降水量には変化傾向はみられない。

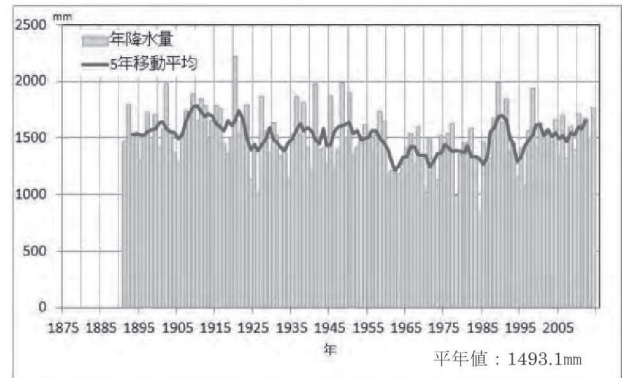


図 1-1-2 宇都宮地方気象台の年降水量の経年変化

(2) 日光市

① 日光特別地域気象観測所(日光市)における平均気温の長期変化

日光特別地域気象観測所で観測された年平均気温の経年変化を図 1-1-3 に示す(統計期間：1944～2014年)。

年平均気温には上昇傾向がみられる。

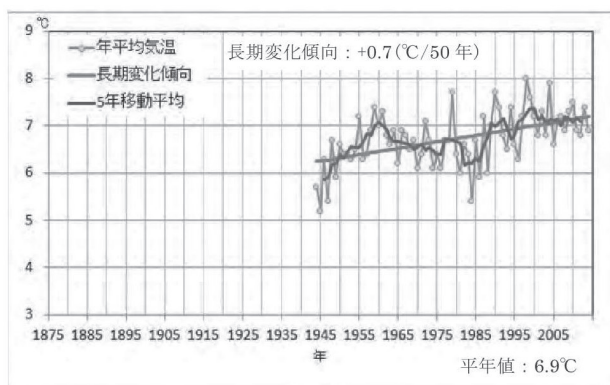


図 1-1-3 日光特別地域気象観測所の年平均気温の経年変化

② 日光特別地域気象観測所(日光市)における降水量の長期変化

日光特別地域気象観測所で観測された年降水量の経年変化を図 1-1-4 に示す(統計期間：1944～2014年)。

年降水量には変化傾向にはみられない。

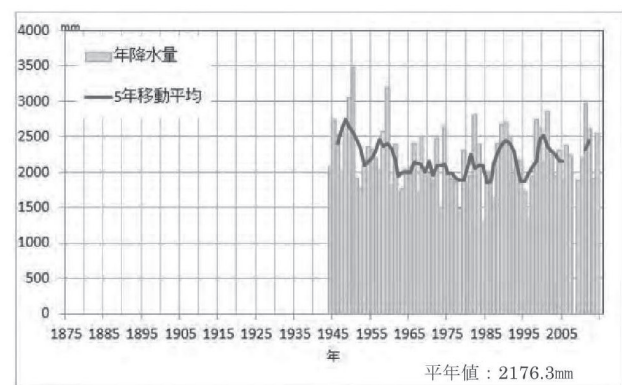


図 1-1-4 日光特別地域気象観測所の年降水量の経年変化

④ 日光特別地域気象観測所(日光市)における降雪量と最深積雪の長期変化

日光特別地域気象観測所で観測された年降雪量と年最深積雪の経年変化を、図 1-1-5 と図 1-1-6 に示す(統計期間：降雪量 1954～2014年、最深積雪

1962～2014年)。降雪量は1997年に観測方法を変更しており、長期変化傾向は1954～1996年の観測値で算出した。なお、平年値は観測方法変更後の値となるように補正を行っている。

観測方法変更前までの年降雪量には変化傾向はみ

られなかった。年最深積雪にも変化傾向はみられない。

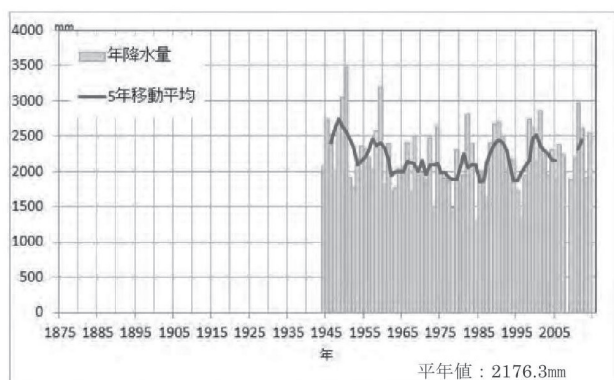


図 1-1-5 日光特別地域気象観測所の年降雪量の経年変化

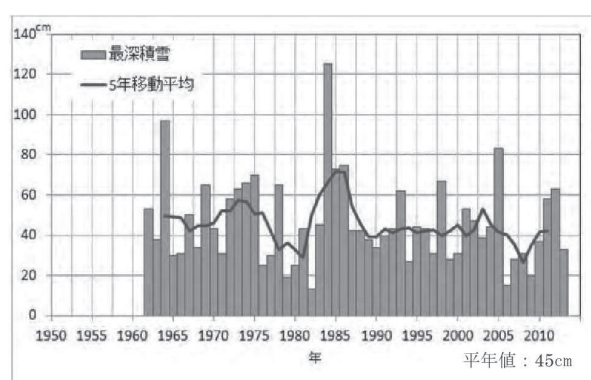


図 1-1-6 日光特別地域気象観測所の年最深積雪の経年変化

※図 1-1-1～図 1-1-6 は宇都宮気象台提供データ

2. 平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震の影響

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖（北緯 38 度 1 分、東経 142 度 9 分）の深さ 24 km を震源としてマグニチュード 9.0 の地震が発生した。この地震によって宮城県栗原市で震度 7 を観測したほか、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県の 4 県 37 市町村に及ぶ地域で震度 6 強を観測した。

国土地理院では、本震における地殻活動を把握するため、全国の広い範囲の電子基準点（GPS 連続観測点）のデータ回収を行った。解析の結果、宮城県石巻市の牡鹿半島の電子基準点が東南東方向に約 5.3m 移動（図 1-1-8）し、約 1.2m 沈下（図 1-1-9）したことが分かった。

気象庁の資料によると、被災地域の太平洋側にある図 1-1-7 の▲で示す 18 の観測点で得られた地震波形のデータをもとに震源過程解析が行われ、解析結果は以下のとおりである。

すべりの大きな領域は、断層の破壊開始点の北東側にあり、最大すべり量は約 25m であった。気象庁気象研究所の解析によれば、破壊継続時間は、約 3 分間で、断層の大きさは長さ約 450 km、幅約 150 km と算出された。断層の破壊は、破壊開始点付近で徐々に拡大した後、南北方向に分かれて進んだと推定さ

れる。

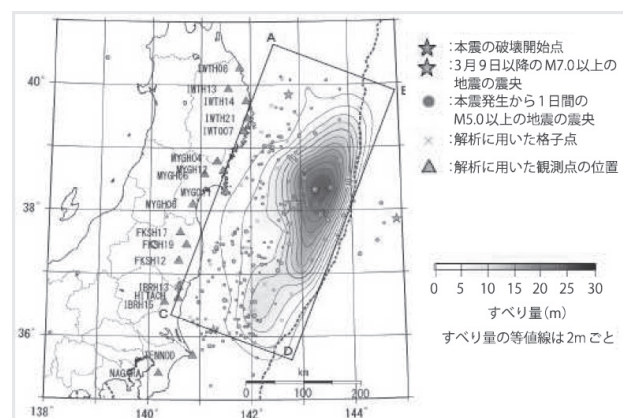
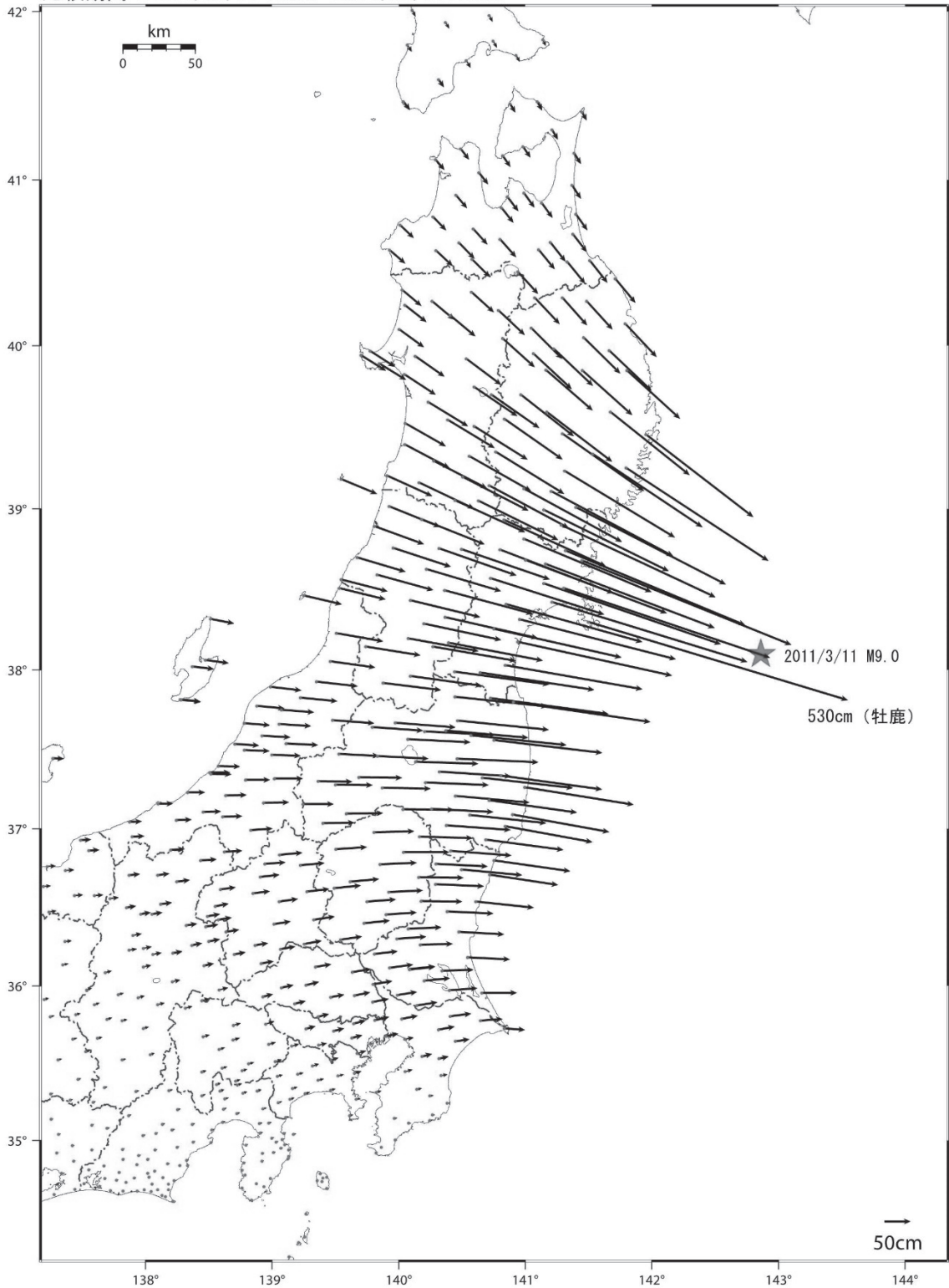


図 1-1-7 震源過程解析による断層面上のすべり量分布

本震(M9.0)に伴う地殻変動(水平) 暫定

基準期間 : 2011/03/01 21:00 - 2011/03/09 21:00
比較期間 : 2011/03/11 18:00 - 2011/03/11 21:00



[基準 : R3速報解 比較 : Q3迅速解]

☆固定局 : 三隅 (950388)

国土地理院

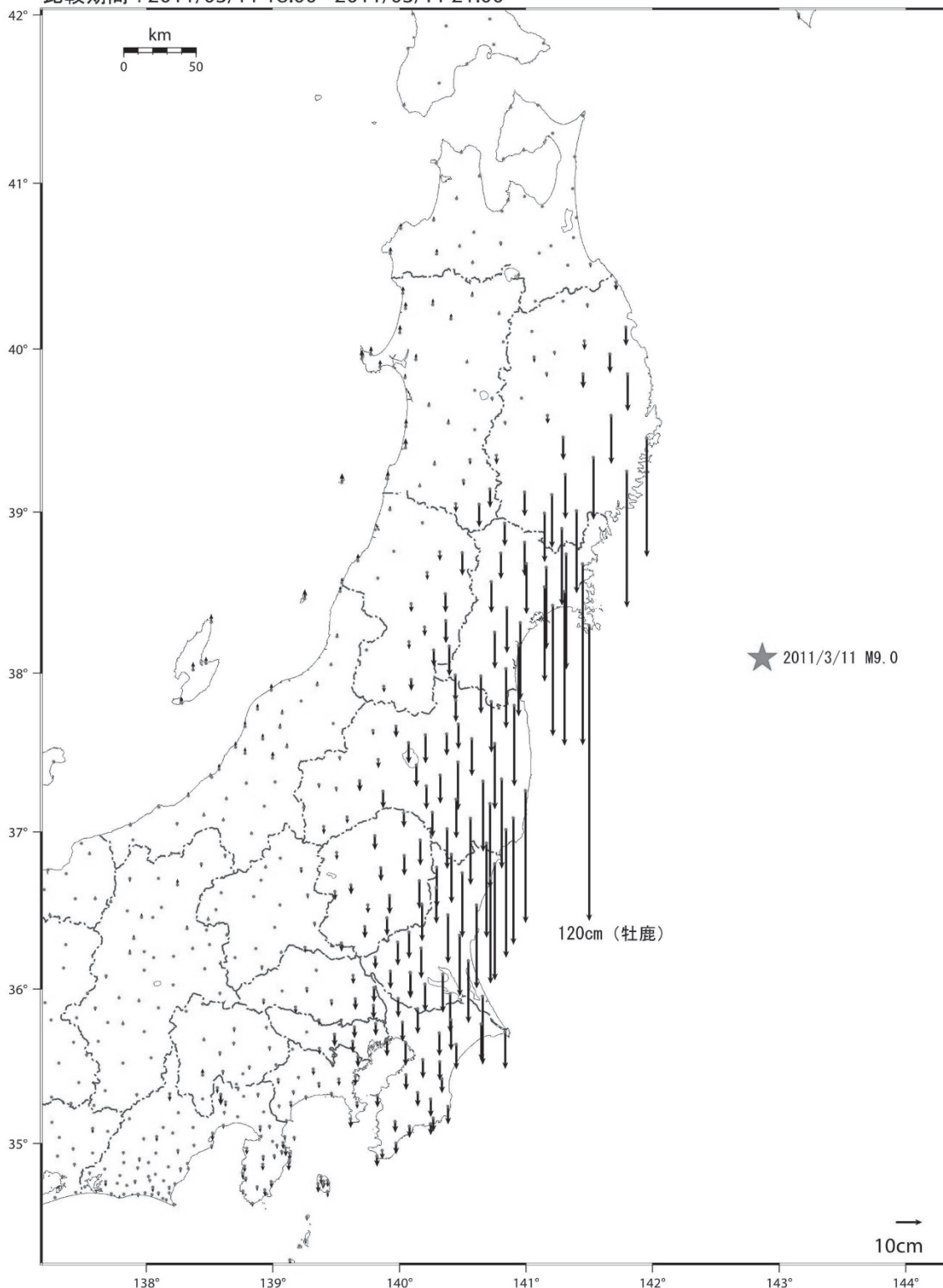
図1-1-8 本震(M9.0)に伴う地殻変動(水平)

本震(M9.0)に伴う地殻変動(上下)

暫定

基準期間 : 2011/03/01 21:00 - 2011/03/09 21:00

比較期間 : 2011/03/11 18:00 - 2011/03/11 21:00



[基準 : R3速報解 比較 : Q3迅速解]

☆固定局 : 三隅(950388)

国土地理院

図1-1-9 本震(M9.0)に伴う地殻変動(上下)

【参考資料】東日本大震災記録集(平成25年3月 総務省消防庁)第2章地震・津波の概要

第2章 行政機構の変遷

第1節 平成9年度～平成18年度まで (土木部)

平成9年度の土木部は、本庁12課1室、出先10土木事務所及び6特設事務所で、職員数は、本庁出先合わせて1,311人となった。

昭和21年(1946)12月に土木部が発足した当時、本庁は監理、道路、河川、計画、観光、建築の6課であったが、幾多の変遷を繰り返し、別表「土木部・県土整備部組織の変遷比較」のとおり組織となった。

出先事務所は、宇都宮から足利までの10出張所であったものが、昭和35年に土木事務所となり、同体制が継続していた。

特設事務所は、この期間に建設関係が一段落し、平成18年度には、維持管理に係る3事務所となった。

またこの時期、組織機構のスリム化、人員配置の効率化等を図るため、県組織の見直しが行われ、係制から担当グループ制へ移行した。土木部本庁では、平成12年度に導入されるとともに、併せて、土木事務所において部制が敷かれるなど、所内組織の改組が行われていた。

(平成9年度の県組織(知事部局))

総務部：財政課、秘書課、人事課、職員厚生課、文書学事課、管財課、税務課、地方課、消防防災課、公営競技課(10課)

企画部：企画調整課、土地利用対策課、水資源対策室、情報管理課、地域振興課、統計課、広報課、交通対策課(7課1室)

生活環境部：生活文化課、同和対策課、女性青少年課、国際交流課、環境管理課、環境整備課(6課)

保健福祉部：保健福祉課、医事厚生課、高齢対策課、健康増進課、障害福祉課、児童家庭課、環境衛生課、薬務課、保険課、国保医療課、国民年金課(11課)

商工労働観光部：商工振興課、工業課、経営指導課、

観光課、労政課、職業安定課、職業能力開発課、雇用保険課(8課)

農務部：農政課、農業経済課、普及教育課、首都圏農業課、農蚕課、畜産課、土地改良課、農村整備課(8課)

林務部：林政課、林業振興課、森林土木課、造林課、自然環境課(5課)

土木部：監理課、検査指導課、道路建設課、道路維持課、河川課、砂防課、都市計画課、都市施設課、下水道課、住宅課、建築課、用地課、高速道路対策室(12課1室)

出納局：管理課、会計課(2課)

第2節 平成19年度～平成28年度まで (県土整備部)

平成19年度、県では、地方自治制度の改正に伴い、出納長を廃止し、副知事2人制を導入した。

また同時に、厳しい行財政環境の中「政策形成機能や組織横断的な課題への対応力の強化」「安全安心や環境問題等の行政ニーズに総合的に取り組む組織の構築」「機動的かつ簡素で効率的な組織の構築」と言った視点から、総合政策部を創設するなどの全庁的で大規模な組織改編を行っている。

この組織改編において、土木部の名称を県土整備部に改めるとともに、従来企画部で行っていた公共交通等の業務を移管し、道路施策と公共交通連携による、総合的な交通施策の展開を図る、交通政策課を県土整備部に新設するなど、本庁組織の大きな改編を行っている。

(平成19年度の県組織(知事部局))

総合政策部：総合政策課、市町村課、地域振興課(3課)

経営管理部：財政課、人事課、行政改革推進室、職

員厚生課、文書学事課、管財課、税務課、地方税徴収特別対策室、情報システム課、県庁舎整備室（7課3室）

県民生活部：県民文化課、消防防災課、くらし安全安心課、統計課、広報課、人権施策推進課、青少年男女共同参画課（7課）

環境森林部：環境森林政策課、環境保全課、自然環境課、廃棄物対策課、馬頭処分場整備室、林業振興課、森林整備課（6課1室）

保健福祉部：保健福祉課、医事厚生課、高齢対策課、健康増進課、障害福祉課、こども政策課、生活衛生課、薬務課、国保医療課（9課）

産業労働観光部：産業政策課、工業振興課、経営支援課、国際課、観光交流課、労働政策課（6課）

農政部：農政課、農村振興課、経済流通課、経営技術課、生産振興課、畜産振興課、農地整備課（7課）

県土整備部：監理課、技術管理課、交通政策課、道路整備課、道路保全課、河川課、砂防水資源課、都市計画課、都市整備課、建築課、住宅課、用地課（12課）

会計局：管理課、会計課（2課）

また、平成21年度には土木事務所における執行体制の強化と業務平準化を図るため、道路と河川という対象による区分を見直し、建設と維持管理といった性格に着眼して「整備部」と「保全部」に再編を行った。

平成22年度には、市町村合併や地方分権の進展に対応し、広域自治体としての県の役割を踏まえながら、県行財政の健全化を目指した「とちぎ未来開拓プログラム」に基づき、県全体の出先機関の統廃合が実施され、県土整備部においては、佐野土木事務所が足利土木事務所へ統合され、安足土木事務所となった。

更に、平成25年度には、建築工事関係業務の効率的執行を図るため、宇都宮・栃木・大田原土木事務所の建築部工事課を廃止し、本庁建築課に業務の集約を行った。

このように、新たな行政課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、効果的・効率的な組織づくりのため、県土整備部においても幾多の再編を行ってきた。

（平成28年度の県組織（知事部局））

総合政策部：総合政策課、市町村課、地域振興課、国体準備室（3課1室）

経営管理部：財政課、人事課、行政改革推進室、職員総務課、文書学事課、管財課、税務課、情報システム課（7課1室）

県民生活部：県民文化課、危機管理課、消防防災課、くらし安全安心課、統計課、広報課、人権・青少年男女参画課（7課）

環境森林部：環境森林政策課、地球温暖化対策課、環境保全課、自然環境課、廃棄物対策課、馬頭処分場整備室、林業振興課、森林整備課（7課1室）

保健福祉部：保健福祉課、医療政策課、高齢対策課、健康増進課、障害福祉課、こども政策課、生活衛生課、薬務課、国保医療課（9課）

産業労働観光部：産業政策課、工業振興課、経営支援課、国際課、観光交流課、労働政策課（6課）

農政部：農政課、農村振興課、経済流通課、経営技術課、生産振興課、畜産振興課、農地整備課（7課）

県土整備部：監理課、技術管理課、交通政策課、道路整備課、道路保全課、河川課、砂防水資源課、都市計画課、都市整備課、建築課、住宅課、用地課、総合スポーツゾーン整備室（12課1室）

会計局：会計管理課（1課）

別表に、組織の改編状況（表2-1-1）と年代別の組織の変遷比較（表2-1-2）を併記した。

第1編 総論

表 2-1-1 土木部・県土整備部組織の改編状況

年度	本 庁	出 先 機 関		
		土木事務所	特設事務所	開所期間
H9	都市施設課 公園緑地係を班に拡充 下水道課 資源化推進担当新設	宇都宮土木 都市係廃止 宇都宮土木、栃木土木、大田原土木 道路第三係新設		
H10	監理課 庶務経理係廃止、企画調整担当へ吸収 検査指導課 管理係新設、土木電算係を企画情報係に名称変更 都市施設課 都市緑化フェア担当廃止 都市緑化フェア準備室新設	宇都宮土木 宇都宮北道路担当新設		
H11			余笹川流域河川改修事務所 新設	H11～H14
H12	各課室 担当グループ制導入、予算・決算庶務事務等担当係の名称を事業管理担当に統一 検査指導課 技術管理課に課名変更 道路建設課 橋梁係廃止、特殊構造物担当新設 河川課 企画環境担当・治水担当を企画治水担当に改組 都市計画課 地域計画係・施設計画係廃止、まちづくり推進担当新設 都市施設課 特定施設係廃止 下水道課 計画管理係・公共下水道係・流域下水道係を計画調整担当・管理指導担当・建設指導担当に改組 住宅課 住宅建設係・住宅管理係を公営住宅担当として統合 建築課 企画調査係・営繕係を企画営繕担当として統合 用地課 調整係を指導調整担当に名称変更し、補償係を廃止	各土木事務所 次長(事務・技術)設置、次長の下に管理部長・企画調査部長・道路部長・河川砂防部長・建築部長(宇都宮・栃木・大田原のみ)を配置	渡良瀬川下水道事務所 工務第一課・工務第二課を工務課として統合	
H13	技術次長設置 技術管理課 技監が課長兼務 都市計画課 区画整理担当を市街地整備担当に名称変更、特定都市交通施設担当新設 下水道課 資源化推進担当を下水道管理事務所に移管 都市緑化フェア準備室廃止		下水道管理事務所 庶務課を総務課に名称変更、資源化工場担当を下水道課から移管 公園事務所 都市緑化フェア担当廃止	
H14	技監廃止		下水道管理事務所 資源化工場担当廃止 余笹川流域河川改修事務所 用地課を総務課に統合	
H15	監理課 入札制度合理化担当主幹設置	各土木事務所 道路課を道路整備課に、維持補修課を道路保全課に名称変更 宇都宮土木 宇都宮北道路担当廃止 真岡土木事務所 鬼怒テクノ通り担当新設	余笹川流域河川改修事務所 廃止	H11～H14
H16	都市計画課 まちづくり推進担当を地域計画担当・施設・交通計画担当に分割、特定都市交通担当廃止	日光土木 藤原詰所・ダム課廃止	東大芦川ダム建設事務所 廃止 栃木駅鉄道高架建設事務所 廃止	H8～H15 H3～H15
H17	監理課 建設産業対策担当主幹設置 高速道路対策室 北関道用地担当新設	佐野土木 建築指導担当廃止	渡良瀬川下水道事務所 廃止	S63～H16
H18	技術管理課 品質管理担当主幹設置 道路建設課 交通安全施設担当を道路維持課から移管 道路維持課 市町村道担当を道路建設課から移管	鹿沼土木 建築指導担当廃止	公園事務所 維持管理課と工務課を工務管理課として統合	

年度	本 庁	出 先 機 関		開所期間
		土木事務所	特設事務所	
H19	県土整備部に名称変更			
	<p>監理課 入札制度合理化担当主幹と建設産業対策担当主幹を統合</p> <p>技術管理課 各土木事務所に配置されている検査監・副検査監を技術管理課検査班に集約</p> <p>交通政策課 新設 交通企画担当・交通計画担当・道路計画担当・高速道路対策室設置</p> <p>道路建設課を道路整備課に名称変更 事業管理担当・国道担当・県道担当・構造物担当設置</p> <p>道路維持課を道路保全課に名称変更 事業管理担当・道路管理担当・道路補修担当・市町村道・交通安全施設担当設置</p> <p>河川課 開発担当廃止(砂防水資源課ダム担当に移管)</p> <p>砂防課を砂防水資源課に名称変更 事業管理担当・砂防技術担当・ダム担当設置</p> <p>都市計画課 事業管理担当を景観づくり担当に名称変更、施設・交通計画担当を施設計画担当に名称変更し交通計画を交通政策課に移管</p> <p>都市施設課を都市整備課に名称変更 事業管理担当・街路担当・公園緑地担当・下水道室を設置</p> <p>下水道課廃止(都市整備課課内室に移管)</p> <p>建築課 事業管理担当を企画営繕担当に統合</p> <p>住宅課 事業管理担当と企画融資担当を企画支援担当に統合</p> <p>高速道路対策室廃止(交通政策課課内室に移管)</p>			
H21	<p>次長(交通体系担当)新設</p> <p>交通政策課 高速道路対策室廃止</p> <p>砂防水資源課 ダム担当をダム水資源担当に名称変更</p> <p>建築課 耐震推進担当新設</p>	<p>各土木事務所 道路部・河川砂防部を整備部・保全部に再編</p> <p>日光土木 建築指導担当廃止</p>		
H22	<p>建築課 事業管理担当新設</p> <p>住宅課 事業管理担当新設</p> <p>用地課 用地推進担当廃止</p>	<p>鹿沼土木 管理課を廃止し保全業務を保全部に移管</p> <p>日光土木 管理課を廃止し保全管理課として管理業務を保全部に移管</p> <p>真岡土木 鬼怒テクノ通り担当廃止</p> <p>烏山土木 管理課を廃止し管理業務を保全部に移管、建築指導担当を廃止</p> <p>佐野土木と足利土木を安足土木として統合(保全業務については保全第二部として安蘇庁舎に設置)</p>		
H23	<p>道路整備課 国道担当・県道担当を廃止し整備計画担当・整備調査担当に改編</p>	<p>那珂川水系ダム管理事務所を矢板土木に統合し、ダム管理部を新設</p>	<p>那珂川水系ダム管理事務所 廃止</p>	S51～H22
H24	<p>交通政策課 交通計画担当を公共交通担当に名称変更</p> <p>道路保全課 市町村道・交通安全施設担当を廃止</p> <p>都市計画課 地域計画担当と施設計画担当を計画担当として統合</p>	<p>矢板土木 管理課を廃止し管理業務を保全部に移管、建築指導担当を廃止</p>		

第1編 総論

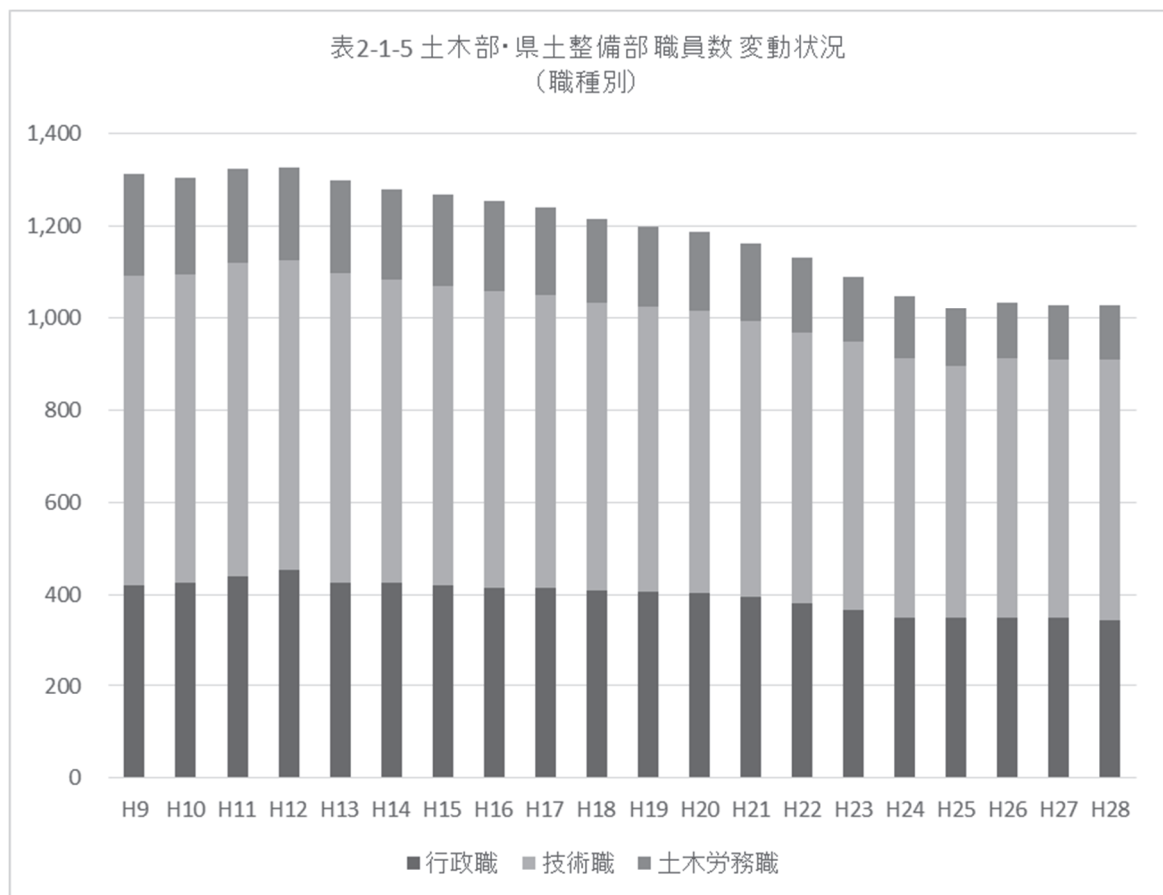
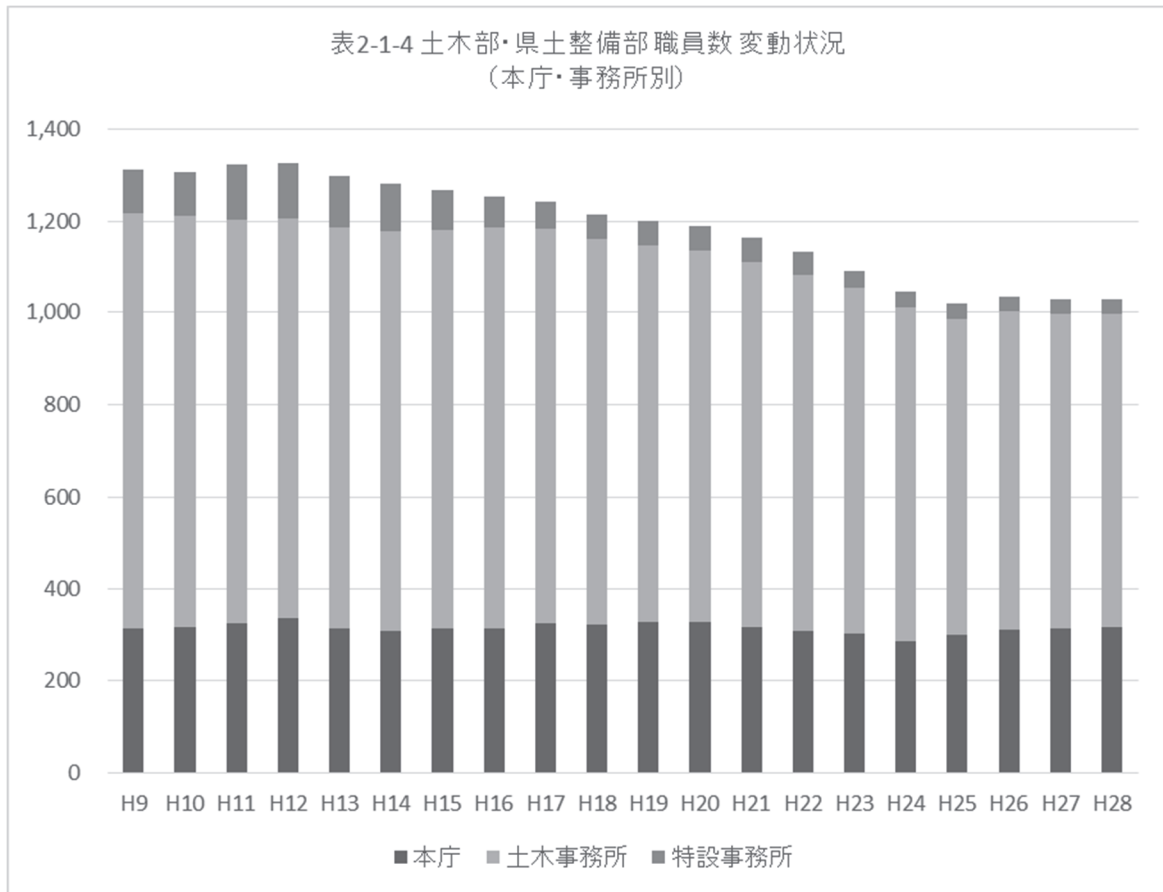
年度	本 庁	出 先 機 関		
		土木事務所	特設事務所	開所期間
H25	建築課 土木事務所の建築工事関係業務を本庁に集約、工事担当・設備担当を建築第一担当・建築第二担当・電気設備担当・機械設備担当に改組	宇都宮・栃木・大田原土木 建築部工事課を廃止し建築指導担当に改組		
H26	都市計画課 市街地整備担当をまちづくり支援担当に改編(まちづくりに係る市町村支援業務を集約) 総合スポーツゾーン整備室新設 整備推進担当設置			
H27	道路保全課 道路補修担当を計画保全担当に名称変更 総合スポーツゾーン整備室 事業管理担当新設			
H28	総合スポーツゾーン整備室 室長補佐(技術)新設			

表 2-1-2 土木部・県土整備部組織の変遷比較

H19	H19	H19	H28
<p>本庁12課1室 57係(担当も含む)</p> <p>10土木事務所81課52係2詰所1管理所 6特設事務所</p>	<p>本庁12課 45担当(課内室含む)8チーム</p> <p>10土木事務所 53部74課(担当)59チーム1詰所2管理所 3特設事務所</p>	<p>本庁12課1室 48担当(課内室含む)8チーム</p> <p>9土木事務所 47部56課(担当)6チーム1詰所2管理所 2特設事務所</p>	
<p>土木部長、 次長、技監、参事、 監理課</p>	<p>土木部長、 次長、参事、 監理課</p>	<p>土木部長、 次長、参事、 監理課</p>	<p>土木部長、 次長、参事、 監理課</p>
<p>企画調整担当、庶務経理係、建設係、工事管理係</p>	<p>企画調整担当、建設担当、工事管理担当</p>	<p>企画調整担当(総務、予算、企画、人事)、建設業担当、 工事管理担当</p>	<p>企画調整担当(総務、予算、企画、人事)、建設業担当、 工事管理担当</p>
<p>検査指導課</p>	<p>検査班、技術調整係、土木電算係、建設技術センター派遣</p>	<p>事業管理担当、技術調整担当(技術調整、事業評価)、 企画情報担当、検査班、建設総合技術センター派遣</p>	<p>事業管理担当、技術調整担当、企画情報担当、検査班、 建設技術センター派遣、東北三県災害復興派遣</p>
<p>道路建設課</p>	<p>企画調査担当、事業係、国道係、県道係、橋梁係、市町村道係、 道路公社派遣</p>	<p>交通企画担当、交通計画担当、道路計画担当、高速道路対策室、 栃木ヘリポート、交通規制係併任、道路公社派遣</p>	<p>交通企画担当、公共交通担当、道路計画担当、栃木ヘリポート、 交通規制係併任、道路公社派遣</p>
<p>道路維持課</p>	<p>事業係、路政係、補修係、交通安全施設係、交通規制係併任</p>	<p>事業管理担当、道路管理担当、道路補修担当、 市町村道・交通安全施設担当</p>	<p>事業管理担当、道路管理担当、計画保全担当</p>
<p>河川課</p>	<p>企画環境担当、事業係、水政管理係、開発係、防災係、治水係、 渡良瀬遊水池アクリメーション派遣</p>	<p>事業管理担当、企画治水担当、水政管理担当、防災担当、 渡良瀬遊水池アクリメーション派遣</p>	<p>河川課</p>
<p>砂防課</p>	<p>事業係、技術係</p>	<p>事業管理担当、砂防技術担当、ダム担当</p>	<p>砂防水資源課</p>
<p>都市計画課</p>	<p>都市行政係、開発指導係、地域計画係、施設計画係、区画整理係</p>	<p>景観づくり担当、開発指導担当、地域計画担当、施設計画担当、 市街地整備担当</p>	<p>都市計画課</p>
<p>都市施設課</p>	<p>施設管理係、街路係、公園緑地班、特定施設係、 都市緑化フェア担当、公園福祉協会派遣</p>	<p>事業管理担当、街路担当、公園緑地担当、 下水道室(計画管理、流域下水道、公共下水道)、 日本下水道事業団派遣、公園福祉協会派遣</p>	<p>都市計画課</p>
<p>下水道課</p>	<p>事業係、計画管理係、公共下水道係、流域下水道係、 資源化推進担当、下水道公社派遣</p>	<p>下水道室(計画管理、流域下水道、公共下水道)、 日本下水道事業団派遣、公園福祉協会派遣</p>	<p>都市計画課</p>
<p>住宅課</p>	<p>事業係、企画融資係、住宅建設係、住宅管理係、宅地指導係、 住宅供給公社派遣</p>	<p>企画営繕担当、工事担当、設備担当、建築指導班</p>	<p>都市計画課</p>
<p>建築課</p>	<p>事業係、建築指導班、企画調査係、工事係、設備係、営繕係</p>	<p>企画支援担当(事業管理)、公営住宅担当(住宅整備、住宅管理)、 宅地指導担当、住宅供給公社派遣</p>	<p>建築課</p>
<p>用地課</p>	<p>調整係、補償係、収用管理係、用地推進担当 高速道路対策室 用地事業係、調整係、土地開発公社派遣</p>	<p>指導調整担当、収用管理担当、用地推進担当</p>	<p>用地課</p>
			<p>総合スポーツゾーン整備室 事業管理担当、整備推進担当</p>

<p>宇都宮土木事務所 総務課(庶務係、経理係)、管理課(第一係、第二係)、 用地課(第一係、第二係)、企画調査課、 維持管理課(補修係、維持係)、 道路課(第一係、第二係、第三係)、 河川砂防課(第一係、第二係)、 建築課(指導係、工事係、設備係)</p>	<p>管理課(庶務、経理)、管理課(第一、第二)、 企画調査部(技術調整、地域計画) 用地部:用地第一課、用地第二課 道路部:道路整備第一課(第一、第二)、 道路整備第二課(第一、第二)、道路保全課(第一、第二) 河川砂防部:(第一、第二) 建築部:工事課(建築、設備)、建築指導担当</p>	<p>宇都宮土木事務所 管理課(庶務、経理)、管理課(第一、第二)、 企画調査部(技術調整、地域計画) 用地部:用地第一課、用地第二課 道路部:道路整備第一課(第一、第二)、 道路整備第二課(第一、第二)、道路保全課(第一、第二) 河川砂防部:(第一、第二) 建築部:工事課(建築、設備)、建築指導担当</p>	<p>宇都宮土木事務所 企画調査部:企画調査課(建設技術調整) 用地部:用地第一課、用地第二課 整備部:整備第一課、整備第二課、整備第三課 保全部:保全第一課、保全第二課 建築指導担当</p>
<p>鹿沼土木事務所 総務課、管理課、用地課、企画調査課、維持管理課、道路課 河川砂防課、建築指導課 総務課(庶務係、経理係)、管理課、用地課、企画調査課、 維持管理課、藤原詰所、道路課(第一係、第二係)、 河川砂防課(第一係、第二係)、ダム課、中禅寺ダム管理課、 建築指導課</p>	<p>鹿沼土木事務所 管理課(庶務、経理)、管理課(第一、第二)、 企画調査部:企画調査課 用地部 道路部:道路整備第一課(第一、第二)、道路保全課 河川砂防部 管理課(庶務、経理)、管理課 企画調査部:企画調査課 用地部:用地課 道路部:道路整備第一課(第一、第二)、道路整備第二課、 道路保全課 河川砂防部:河川砂防課(河川第一、河川第二、ダム・管理)、 中禅寺ダム管理課、三河沢ダム管理課 建築指導担当</p>	<p>鹿沼土木事務所 管理課(庶務、経理)、管理課(第一、第二)、 企画調査部:企画調査課 用地部 道路部:道路整備第一課(第一、第二)、道路保全課 河川砂防部 管理課(庶務、経理)、管理課 企画調査部:企画調査課 用地部:用地課 道路部:道路整備第一課(第一、第二)、道路整備第二課、 道路保全課 河川砂防部:河川砂防課(河川第一、河川第二、ダム・管理)、 中禅寺ダム管理課、三河沢ダム管理課 建築指導担当</p>	<p>鹿沼土木事務所 管理課(庶務、経理)、管理課(第一、第二)、 企画調査部:企画調査課 用地部 整備部:整備第一課、整備第二課 保全部 管理課(庶務、経理)、管理課(第一、第二)、 企画調査部:企画調査課(建設技術調整) 用地部 整備部:整備第一課、整備第二課 保全部:保全第一課、中禅寺ダム管理課、 三河沢ダム管理課、保全第二課、保全管理課</p>
<p>真岡土木事務所 総務課、管理課、用地課、企画調査課、維持管理課、道路課 河川砂防課、建築指導課</p>	<p>真岡土木事務所 管理課(庶務、経理)、管理課(第一、第二)、 企画調査部:企画調査課 用地部(第一、第二) 道路部:道路整備第一課(第一、第二)、鬼怒テクノ通の担当、 道路保全課 河川砂防部:(第一、第二) 建築指導担当</p>	<p>真岡土木事務所 管理課(庶務、経理)、管理課(第一、第二)、 企画調査部:企画調査課 用地部(第一、第二) 道路部:道路整備第一課(第一、第二)、鬼怒テクノ通の担当、 道路保全課 河川砂防部:(第一、第二) 建築指導担当</p>	<p>真岡土木事務所 管理課(庶務、経理)、管理課(第一、第二)、 企画調査部:企画調査課(建設技術調整) 用地部:用地第一課、用地第二課 整備部:整備第一課、整備第二課 保全部:保全第一課、保全第二課、小山詰所 建築指導担当</p>
<p>栃木土木事務所 総務課(庶務係、経理係)、管理課(第一係、第二係)、 用地課(第一係、第二係)、企画調査課、維持管理課、 小山詰所、道路課(第一係、第二係、第三係)、 河川砂防課(第一係、第二係)、 建築課(指導第一係、指導第二係、工事係)</p>	<p>栃木土木事務所 管理課(庶務、経理)、管理課(第一、第二)、 企画調査部(技術調整、地域計画) 用地部:用地第一課、用地第二課 道路部:道路整備第一課(第一、第二)、道路整備第二課、 道路保全課、小山詰所 河川砂防部:(第一、第二) 建築部:工事課、建築指導担当</p>	<p>栃木土木事務所 管理課(庶務、経理)、管理課(第一、第二)、 企画調査部(技術調整、地域計画) 用地部:用地第一課、用地第二課 道路部:道路整備第一課(第一、第二)、道路整備第二課、 道路保全課、小山詰所 河川砂防部:(第一、第二) 建築部:工事課、建築指導担当</p>	<p>栃木土木事務所 管理課(庶務、経理)、管理課(第一、第二)、 企画調査部:企画調査課(建設技術調整) 用地部:用地第一課、用地第二課 整備部:整備第一課、整備第二課 保全部:保全第一課、保全第二課、小山詰所 建築指導担当</p>
<p>矢板土木事務所 総務課、管理課、用地課、企画調査課、維持管理課、道路課 河川砂防課、建築指導課</p>	<p>矢板土木事務所 管理課(庶務、経理)、管理課(第一、第二)、 企画調査部:企画調査課 用地部 道路部:道路整備第一課(第一、第二)、道路整備第二課、 道路保全課 河川砂防部:河川砂防課(第一、第二)、 建築指導担当</p>	<p>矢板土木事務所 管理課(庶務、経理)、管理課(第一、第二)、 企画調査部:企画調査課 用地部 道路部:道路整備第一課(第一、第二)、道路整備第二課、 道路保全課 河川砂防部:河川砂防課(第一、第二)、 建築指導担当</p>	<p>矢板土木事務所 管理課(庶務、経理)、管理課(第一、第二)、 企画調査部:企画調査課 用地部 整備部:整備第一課、整備第二課 保全部:保全第一課、保全第二課、小山詰所 建築指導担当</p>
<p>大田原土木事務所 総務課(庶務係、経理係)、管理課(第一係、第二係)、 用地課(第一係、第二係)、企画調査課、 維持管理課(補修係、維持係)、 道路課(第一係、第二係、第三係)、 河川砂防課(第一係、第二係)、</p>	<p>大田原土木事務所 管理課(経理)、管理課(第一、第二)、 企画調査部(技術調整、地域計画) 用地部:用地第一課、用地第二課 道路部:道路整備第一課(第一、第二)、 道路整備第二課(第一、第二)、道路保全課(第一、第二)</p>	<p>大田原土木事務所 管理課(経理)、管理課(第一、第二)、 企画調査部(技術調整、地域計画) 用地部:用地第一課、用地第二課 道路部:道路整備第一課(第一、第二)、 道路整備第二課(第一、第二)、道路保全課(第一、第二)</p>	<p>大田原土木事務所 管理課(経理)、管理課(第一、第二)、 企画調査部:企画調査課(建設技術調整) 用地部:用地第一課、用地第二課 整備部:整備第一課、整備第二課 保全部:保全第一課、保全第二課 建築指導担当</p>

<p>建築課(指導一係、指導二係、工事係)</p> <p>河川砂防課、建築指導課</p> <p>総務課、管理課、用地課、企画調査課、維持管理課、道路課</p> <p>河川砂防課、建築指導課</p> <p>総務課、管理課、用地課、企画調査課、維持管理課、道路課</p> <p>河川砂防課、建築指導課</p> <p>総務課、管理課、用地課、企画調査課、維持管理課、道路課</p> <p>河川砂防課、ダム管理課</p> <p>下水道管理事務所 庶務課、工務管理課、水質指導課</p> <p>公園事務所 総務課、維持管理課、利用指導課、工務課、都市緑化フェア担当</p> <p>那珂川水系ダム管理事務所 庶務課、工務管理課</p> <p>東大芦川ダム建設事務所 総務課、工務課</p> <p>渡良瀬川下水道事務所 庶務課、工務第一課、工務第二課</p> <p>栃木駅鉄道高架建設事務所 庶務課、用地課、工務課</p>	<p>河川砂防部:河川砂防課(第一、第二)</p> <p>建築部:工事課、建築指導担当</p> <p>管理部:総務課、管理課 企画調査部:企画調査課 用地部</p> <p>道路部:道路整備課(第一、第二)、道路保全課 河川砂防部</p> <p>建築指導担当</p> <p>管理部:総務課、管理課 企画調査部:企画調査課 用地部</p> <p>道路部:道路整備課、道路保全課 河川砂防部</p> <p>管理部:総務課、管理課 企画調査部:企画調査課 用地部</p> <p>道路部:道路整備課、道路保全課</p> <p>河川砂防部(河川維持管理)</p> <p>総務課、工務管理課、維持管理課</p> <p>総務課、工務管理課、利用指導課</p> <p>那珂川水系ダム管理事務所 庶務課、工務管理課</p>	<p>烏山土木事務所</p> <p>管理部:総務課 企画調査課 用地部 整備部</p> <p>保全部</p> <p>烏山土木事務所</p> <p>管理部:総務課 企画調査課(建設技術調整)</p> <p>用地部 整備部:整備第一課、整備第二課</p> <p>保全第一部 保全第二部</p> <p>総務課、工務管理課、維持管理課</p> <p>総務課、工務管理課、利用指導課</p> <p>公園事務所</p> <p>下水道管理事務所</p> <p>公園事務所</p>
--	---	--



第3章 予算の推移

第1節 平成9～18年度まで

1990年代のバブル崩壊後の景気低迷、税収の伸び悩み等に対し、国は大型補正予算など度重なる財政出動を繰り返し、財政状況は厳しさを増すこととなる。

このような中、平成13年4月に発足した小泉内閣は、同年6月に「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（いわゆる「骨太の方針」）」を閣議決定し、公共事業の投資規模について見直しを行うこととされた。

特に、翌年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（「骨太の方針第2弾」）」では、補助金の縮減、国から地方への税源移譲、地方交付税改革を一体で行う、いわゆる「三位一体改革」が示され、以降、国の公共事業費は減少の一途をたどることになる。

一方、県内においても、バブル崩壊後の金融危機から、平成15年度には足利銀行が国有化されるなど、厳しい経済状況が続いており、土木部予算は平成11年度をピークとして減少傾向となる。

平成11年度（1999）の当初予算
（ピーク時予算）

○一般会計	190,800,019千円
（内訳）	
第二款総務費	
第一項 総務管理費	154,144千円
第八款土木費	
第一項 土木管理費	3,835,306千円
第二項 道路橋りょう費	73,206,576千円
第三項 河川費	32,234,317千円
第四項 都市計画費	32,112,253千円
第五項 住宅費	33,262,220千円
第十一款災害復旧費	

第二項 土木施設災害復旧費	15,995,203千円
○特別会計	14,457,900千円
（内訳）	
都市開発用地取得事業特別会計	257,900千円
流域下水道事業特別会計	14,200,000千円
平成16年度（2004）の当初予算	
○一般会計	122,547,795千円
（内訳）	
第二款総務費	
第一項 総務管理費	200,000千円
第八款土木費	
第一項 土木管理費	4,131,373千円
第二項 道路橋りょう費	58,816,873千円
第三項 河川費	22,037,551千円
第四項 都市計画費	18,207,263千円
第五項 住宅費	14,359,660千円
第十一款災害復旧費	
第二項 土木施設災害復旧費	2,390,230千円
第十二款公債費	
第一項 公債費	2,404,845千円
○特別会計	9,754,600千円
（内訳）	
流域下水道事業特別会計	9,754,600千円

第2節 平成19～28年度まで

平成20年9月のリーマン・ショック後の世界的な経済金融危機により、日本経済も大きな打撃を受けた。さらに、前述した国の三位一体改革により、地方交付税等が削減された結果、本県では平成22年度以降、大幅な財源不足が見込まれたことから、「とち

第1編 総論

ぎ未来開拓プログラム（H21～H24）」「財政健全化取組方針（H25～H27）」が策定され、県全体で財政健全化に取り組み、公共事業費等は抑制を余儀なくされた。

そのような中、平成23年3月の東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨など、かつて経験したことのない災害が頻発し、本県の公共土木施設も大きな被害を受けたことから、災害復旧に係る予算を計上し速やかな対応を図った。

平成21年度（2009）の当初予算

○一般会計	91,002,688 千円
（内訳）	
第二款総務費	
第一項 総務管理費	172,104 千円
第二項 企画費	3,960,218 千円
第八款土木費	
第一項 土木管理費	4,828,578 千円
第二項 道路橋りょう費	47,929,685 千円
第三項 河川費	14,453,155 千円
第四項 都市計画費	11,710,652 千円
第五項 住宅費	5,593,007 千円
第十一款災害復旧費	
第二項 土木施設災害復旧費	2,355,289 千円
○特別会計	7,567,610 千円
（内訳）	
流域下水道事業特別会計	7,567,610 千円

平成23年度（2011）の12月補正後の予算

（東日本大震災時）

○一般会計	87,731,162 千円
（内訳）	
第二款総務費	
第一項 総務管理費	169,602 千円
第二項 企画費	2,711,010 千円
第八款土木費	
第一項 土木管理費	6,193,338 千円

第二項 道路橋りょう費	41,509,063 千円
第三項 河川費	18,038,189 千円
第四項 都市計画費	8,950,164 千円
第五項 住宅費	4,265,315 千円
第十一款災害復旧費	
第二項 土木施設災害復旧費	5,894,481 千円
○特別会計	6,852,520 千円
（内訳）	
流域下水道事業特別会計	6,852,520 千円

平成26年度（2014）の当初予算

○一般会計	72,139,873 千円
（内訳）	
第二款総務費	
第一項 総務管理費	195,675 千円
第二項 企画費	981,354 千円
第八款土木費	
第一項 土木管理費	5,198,515 千円
第二項 道路橋りょう費	39,578,198 千円
第三項 河川費	11,789,043 千円
第四項 都市計画費	8,945,391 千円
第五項 住宅費	3,100,310 千円
第十一款災害復旧費	
第二項 土木施設災害復旧費	2,351,387 千円
○特別会計	12,364,570 千円
（内訳）	
流域下水道事業特別会計	12,364,570 千円

平成27年度（2015）の12月補正後の予算

（平成27年9月関東・東北豪雨時）

○一般会計	103,273,979 千円
（内訳）	
第二款総務費	
第一項 総務管理費	194,062 千円
第二項 企画費	949,386 千円

第八款土木費

第一項 土木管理費	4,882,242 千円
第二項 道路橋りょう費	42,372,654 千円
第三項 河川費	18,002,605 千円
第四項 都市計画費	10,606,193 千円
第五項 住宅費	2,692,300 千円

第十一款災害復旧費

第二項 土木施設災害復旧費	23,574,537 千円
---------------	---------------

○特別会計 6,990,350 千円

(内訳)

流域下水道事業特別会計 6,990,350 千円

表 1-3-1 県予算と土木部／県土整備部の予算

(単位：千円)

年度	県 予 算	土木部予算	備 考
H 9	796,630,000	183,437,504	消費税引き上げ (3%→5%)
H10	831,520,000	175,773,332	総合経済対策 (4月) 緊急経済対策 (11月)
H11	841,920,000	190,800,019	経済新生対策 (11月) 県当初予算ピーク
H12	854,390,000	183,051,624	
H13	859,810,000	168,489,388	骨太の方針 閣議決定
H14	833,630,000	145,920,813	
H15	810,870,000	129,701,002	社会資本整備重点計画法制定 足利銀行一時国有化
H16	851,410,000	122,547,795	
H17	856,020,000	117,649,885	
H18	819,340,000	103,659,797	
H19	771,730,000	98,606,982	
H20	760,370,000	97,831,766	リーマンショック
H21	766,940,000	91,002,688	道路特定財源の一般財源化
H22	794,930,000	86,371,009	東日本大震災 社会資本整備総合交付金創設
H23	765,380,000	77,284,024	
H24	782,660,000	74,278,776	
H25	769,220,000	72,025,283	
H26	773,290,000	72,139,873	消費税引き上げ (5%→8%)
H27	811,150,000	75,162,869	平成 27 年 9 月関東・東北豪雨
H28	818,160,000	78,269,675	

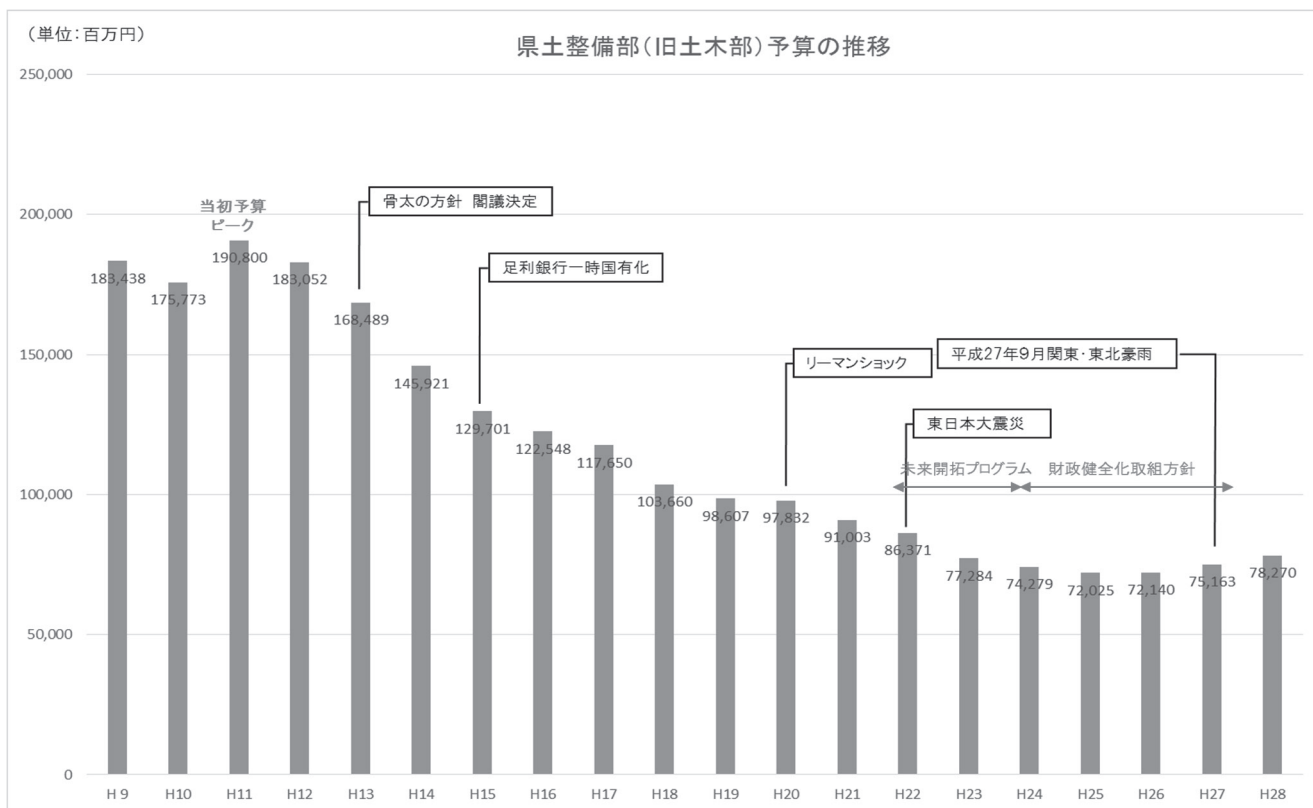


図 1-3-1 県土整備部(旧土木部)予算の推移

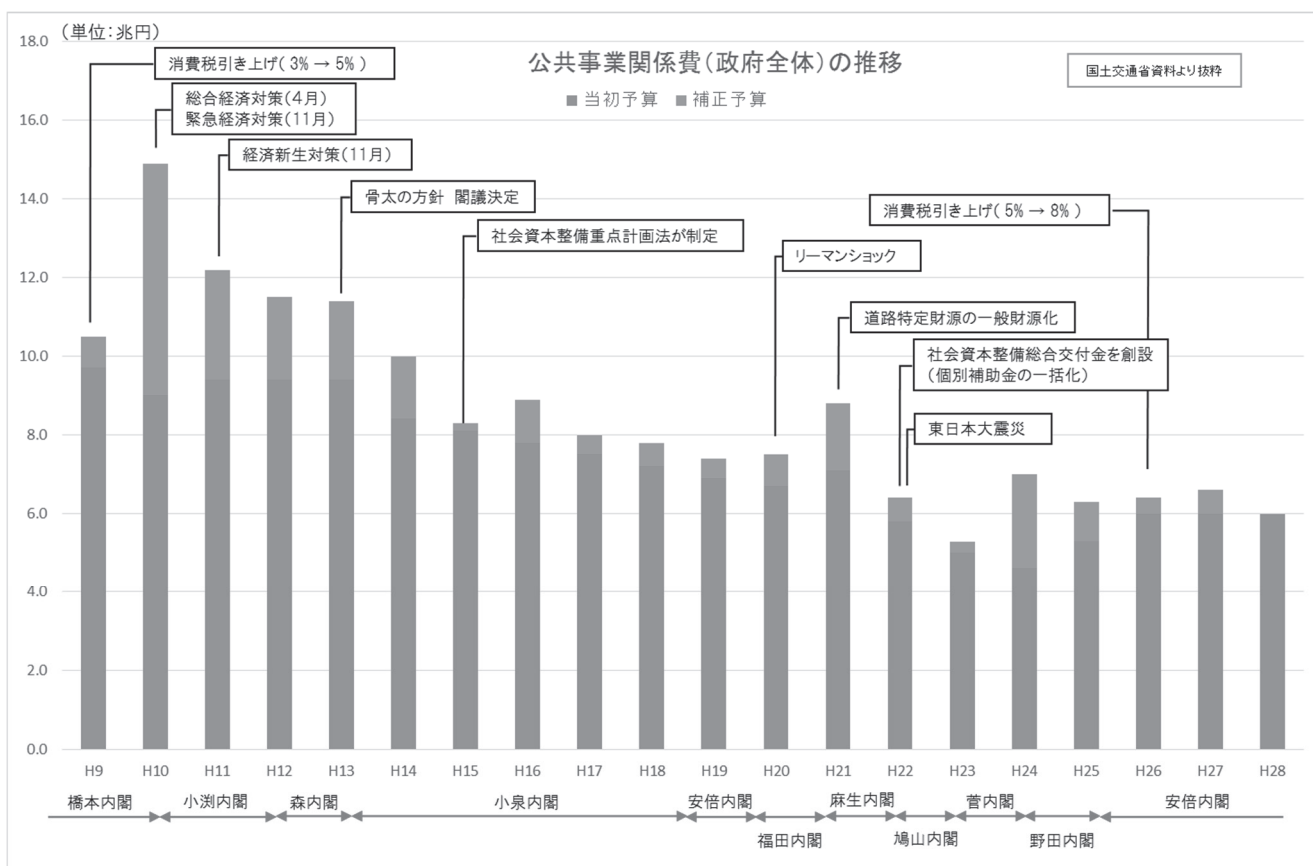


図 1-3-2 公共事業関係費(政府全体)の推移(参考)

第4章 県総合計画

第1節 とちぎ新時代創造計画三期計画 (H8～H12)

昭和59年12月に就任した渡辺文雄知事は、来るべき新しい世紀にふさわしい希望と活気にみちた新しい地域社会—とちぎ新時代—を創りあげていくことを決意し、そのための具体的な道筋を明らかにし、県政運営の指針とするため「とちぎ新時代創造計画」を、さらにそれに続く「二期計画」を策定し、“とちぎ新時代”の基礎となる多くの成果を取めた。

さらに、20世紀の締めくくりとなる5か年を迎えるに当たり、21世紀への橋渡しとしての役割を担う「とちぎ新時代創造計画三期計画」を策定した。

計画の基本目標として、「希望と活気にみちた心豊かなふるさと“とちぎ新時代”の創造」を掲げ、「心豊かな県民生活の実現」と「多彩で個性豊かな県土づくり」を目指すこととした。

土木部に関連する事項については、総論において県土づくりの基本的方向として「北関東クロスコリドール構想」を、各論の「快適で安全な環境づくり」においてさまざまな取組を掲げた。

以下にそれらの概要を示す。

~~~~~  
～総論～

#### 1. 北関東クロスコリドール構想

地域の個性と有機的な連携を重視した多彩で個性的なふるさと“とちぎ”の実現のために、「北関東クロスコリドール構想」を基本として、交通条件やさまざまな生活面での関わり、さらには自然、歴史、文化特性などを勘案し一体の圏域として地域社会を形成していくことが望ましいと考えられる5つのゾーンについて、将来の姿を描いていく。

#### (1) コリドールの形成

新たな国土軸や地域連携軸の骨格となる交通軸を中心に、人、物、情報、技術、産業、文化などの交流が躍動的に展開され、これらを通して有機的な連携が図られる「地域の連なり（コリドール）」を形成していく。

##### ①センターコリドール

東北縦貫自動車道、東北新幹線などを基盤として、東京の国際機能や高度情報機能の導入、学術文化、先端技術、高度な都市サービス機能の集積が進み、高密度な連携・交流が展開される。

##### ②オーシャンコリドール

北関東自動車道などを基盤として、北関東三県をはじめとする広域的な産業、文化、人材などの連携・交流が一層深まり、さらに常陸那珂港、新潟港を介して世界につながる国際的な連携・交流が展開される。

##### ③スカイコリドール

東部広域幹線などを基盤として、成田、筑波、宇都宮、日光が直結され、さらには宇都宮から福島空港へと結ばれ、最新の科学技術や国際情報の高度な連携・交流が展開される。

#### (2) コリドールネットワーク

3つのコリドールを相互に連結し、さらに、優れた自然、歴史、地域文化とのふれあいによって心の豊かさをもたらす連携・交流の一層の拡大を図るため、次のサブコリドールを形成していく。

##### ①自然ふれあいサブコリドール

北部横断広域幹線などを基盤として、優れた自然、歴史、文化とのふれあいや充実した余暇を楽しむ新しいライフスタイルを通して、心温まる連携・交流が展開される。

##### ②歴史ふれあいサブコリドール

西部広域幹線などを基盤として、足利、栃木、鹿

沼、日光杉並木街道とその沿線都市、さらに会津、米沢に至る、固有の歴史、伝統、芸術などを生かした新しい地域文化を創造する連携・交流が展開される。

(3) クロスコリドール効果

これらの個性的な連携・交流が展開されるコリドールが交差（クロス）することにより、さらに複合的な交流が県内全域に生じ、新たな価値や単独の地域では得られない推進力が生み出され、特色ある地域の発展可能性が限りなく拡大していく。

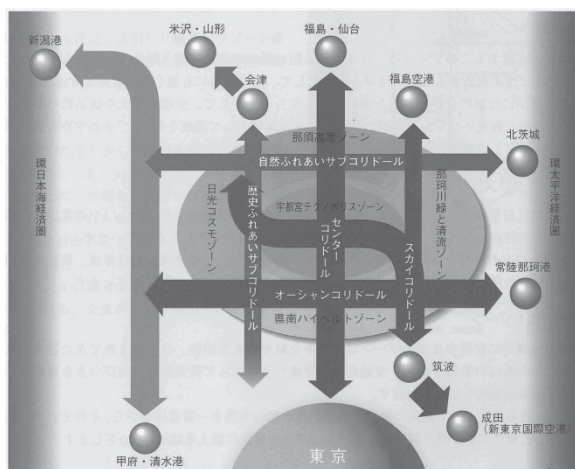


図1-4-1 北関東クロスコリドール構想図

安全思想の普及啓発を推進し、交通事故のない地域社会をめざした総合的な交通安全対策を推進する。

①道路交通環境の整備

快適な交通の流れを確保するとともに、事故の起こりにくい道路交通環境の整備を図る。

- ・信号機、標識、歩道など交通安全施設の整備
- ・交差点の改良、道路照明倍増計画の推進

(3) 快適で活力ある都市づくり

地域の快適性や利便性の向上と活性化を図るため、市街地再開発事業や土地区画整理事業などを進めるとともに、多様で高水準な機能を備えた快適な市街地の整備を総合的に推進する。

①魅力ある都心空間づくり

都心部の機能向上や活性化により、都市的サービスを充実し、都会的な魅力を備えた美しく快適な都市づくりを進める。

- ・市街地再開発事業
  - 宇都宮市相生、馬場通り中央地区 など
- ・県庁周辺整備事業
- ・街並み・まちづくり総合支援事業
  - 宇都宮東、足利市中橋通り東地区 など
- ・栃木駅周辺連続立体交差事業
- ・市街地の土地区画整理事業
  - 鹿沼市下横町地区

JR今市駅～東武下今市駅間 など

②良好な住環境の整備と住宅宅地の供給

- ・住宅供給公社などの公的機関による良好な住宅宅地の供給を推進する。
- ・土地区画整理事業の推進により、新市街地において良好な住環境の整備と宅地の供給を図る。
- ・開発許可制度の適切な運用により、良好な住宅宅地の供給を図る。

③高度な業務機能等を備えた拠点市街地の整備

業務機能、商業機能、高水準の居住機能などの複合的な機能を備えた、新たな拠点市街地の整備を推進する。

- ・宇都宮テクノポリスセンター地区
- ・東谷・中島地区（宇都宮市、上三川町）

~~~~~

～各論～

1. 快適で安全な環境づくり

(1) 災害に強い地域づくりの推進

震災等の大規模災害や複雑多様化する各種災害に適切に対応し、県民生活の安全を確保するため、災害に強い地域づくりを総合的に推進する。

①防災まちづくりの推進

- ・防災拠点の整備
- ・緊急道路の確保、整備
- ・防災公園の整備
- ・公共施設、建築物等の耐火、耐震性の向上

(2) とちぎの交通安全の推進

安全で快適な交通環境を確保するとともに、交通

第1編 総論

- ・佐野新都市 など

(4) 緑あふれる公園づくり

多様化する余暇ニーズに対応するため大規模公園やテーマを持った県営公園の整備を進めるとともに、花と緑のあふれる都市づくりを進めるため全国都市緑化フェアを開催する。

①大規模公園の整備

- ・県西大規模公園（平成11年一部開園）
- ・みかも山公園（平成12年完成）
- ・鬼怒グリーンパーク（平成12年完成）
- ・那須野が原公園

②テーマを持った公園の整備

- ・水をテーマとした公園
- ・子どもをテーマとした公園 など

③全国都市緑化フェアの開催

総合的な都市の緑化を幅広く推進するため、全国都市緑化フェアを開催する。

- ・開催：平成12年
- ・開催地：壬生町（県会場）

(5) なかがわ水遊園の整備

清流那珂川を生かした拠点地域の形成を図るため、その中核施設として「なかがわ水遊園」の整備を推進する。

①関連事業の推進

- ・河川の整備
- ・周辺道路網の整備

(6) 全県域下水道化の推進

市街地のみならず農山村地域も対象とした全県域における下水道の整備を推進し、2000年までに県民の2人に1人が下水道を利用できるよう、計画的、効率的に整備を進める。

①流域下水道、公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備

居住環境の向上や周辺水域の水質保全を図るため、都市化の進んだ市街地において流域下水道や公共下水道を重点的に整備するとともに、自然環境の優れ

た地域においては特定環境保全公共下水道の整備を進める。

(7) 海と空を結ぶみちづくり

北関東自動車道をはじめ、北関東クロスコーリドル構想の骨格を成す道路網を整備し、隣接県はもとより日本全国とのつながりを強める。

①北関東自動車道（海と結ぶみち）の整備

栃木、茨城、群馬の北関東3県の連携を強めるとともに、太平洋や日本海とを結び、また関東大環状地域や北陸、中部、関西圏と直接交流し、新たな経済・文化軸を創造する北関東自動車道の早期完成に向け、整備を促進する。

- ・優先区間（東北縦貫自動車道～新4号国道）の開通

- ・県内全線の建設促進

②東北縦貫自動車道（陸を結ぶみち）の6車線化

新たな国土軸としてますます重要性の高まる東北縦貫自動車道の6車線化を促進する。

- ・鹿沼インターチェンジ～宇都宮インターチェンジ間の6車線化完成
- ・宇都宮インターチェンジ以北の6車線化促進

③茨城西部・宇都宮広域連絡道路の整備

新4号国道及び国道119号(宇都宮北道路)を高い速度サービスを提供する地域高規格道路として整備する。

④広域幹線道路の整備

- ・東部広域幹線（空と結ぶみち）
新東京国際空港（成田）への道として、地域高規格道路による整備をめざし、調査を推進する。また、福島空港への道についても調査に着手する。
- ・西部広域幹線（歴史を結ぶみち）
栃木・鹿沼・今市など県西部の歴史ある都市を結ぶ道路として整備を進める。
- ・北部横断広域幹線（自然を結ぶみち）
東京から150km圏に位置する、茨城・栃木・群馬の観光資源に恵まれた地域を東西に結ぶ基軸として、路線の調査を推進する。

(8) 地域の交流と活性化を支えるみちづくり

県内各地の活発な交流を促進し調和のとれた県土の形成を図るため、県内主要都市から宇都宮まで60分、県内各地から高速交通幹線まで30分で結ぶことを目標とした道路整備を進める。

① 県内主要都市から宇都宮まで60分で結ぶみちづくり

- ・宇都宮と県内主要都市の連携を強化するため、宇都宮外環状道路から県内各地に伸びる放射状道路の整備を進める。

[整備路線]

新4号国道、国道4号、121号、123号、県道宇都宮鹿沼線、藤原宇都宮線、宇都宮栃木線、宇都宮茂木線、宇都宮烏山線 など

② 県内各地から高速交通幹線まで30分で結ぶみちづくり

- ・高速交通幹線を有効に活用した地域整備などを促進するため、インターチェンジや新幹線駅へ連絡する道路の整備を進める。

[整備路線]

国道293号、408号、県道壬生インター線、宇都宮亀和田栃木線 など

③ 県内各都市の連携を強化するみちづくり

- ・広域的な都市圏の形成を促進するため、都市間の連携を強化する道路の整備を進める。

[整備路線]

国道294号、400号、県道栃木小山線、西那須野那須線 など

④ 観光地の連携を支援するみちづくり

- ・県内の豊富な観光資源をネットワークする道路の整備を進める。

[整備路線]

国道121号、県道川俣温泉川治線、豊原大島線 など

(9) ゆとりと憩いのみちづくり

それぞれの地域の個性を生かし、憩い、ふれあい、祭りやイベントなど多彩な活動の場を提供する、「人

が主役のゆとりあるみちづくりを進める。

① にぎわいを生むみちづくり

- ・沿道景観と一体となってにぎわいを演出するみちづくりを進める。

[整備箇所]

栃木大通り（栃木市）、宇都宮街道（烏山町）、栗の宮喜沢線（小山市）、石橋停車場線（石橋町）など

② 住む人にやさしいみちづくり

- ・住む人々に親しまれ、快適に利用できるみちづくりを進める。

[整備箇所]

中郷八木岡線（真岡市）、くらしのみちづくり事業（壬生町など）

③ 歴史を生かしたみちづくり

- ・地域の歴史的遺産を生かしたみちづくりを進める。

[整備箇所]

国道120号（日光市）、巴波川綱手道（栃木市）など

④ 自然や歴史とふれあう歩くみちづくり

- ・地域に点在する景勝地や文化財を巡る歩行者、自転車道の整備を進める。

[整備箇所]

那珂川沿川地域、栃木市 など

⑤ 人が憩うみちづくり

- ・道路を利用する人の休憩の場や地域の情報発信の場として、道の駅、路側パーキングの整備や高速道路のサービスエリア、パーキングエリアなどの有効活用を図る。

(10) ふれあいのある清らかな水辺づくり

河川や溪流、湖沼などの持つ貴重な自然環境を生かした、親しみとやすらぎのある水辺づくりを進めるとともに、河川や湖沼の清流回復に努める。

① せせらぎふれあい水辺づくり

- ・自然の河原や水辺を生かした河川公園、水とふれあい川遊びが楽しめる親水水路などを整備する。

第1編 総論

[整備河川]

那珂川、思川、荒川、黒川 など

②自然と調和した川づくり

- ・魚やホタルなどの生物が生息できるよう、生態系に配慮した多自然型の川づくりを進める。

[整備河川]

田川、大芦川、板穴川、秋山川 など

③個性豊かな地域の川づくり

- ・地域のシンボルとなり、ふるさとの川にふさわしい水辺環境づくりを進める。

[整備河川]

五行川、巴波川、思川、宮川 など

④清らかな流れを回復する川づくり

- ・河川の汚泥のしゅんせつ、浄化用水の導入、微生物を利用した浄化施設の整備などにより、水のきれいな川を取り戻す。

[整備河川]

巴波川、御用川、矢場川、蓮台寺川、寺山ダム など

(11) 暮らしを守る川づくり

河川流域毎に一貫した河川・砂防事業や多目的ダムの建設を推進し、水害に対し安全な県土づくりを進めるとともに、地域の活力を支える水資源を確保する。

①地域の生活を守る河川の整備

- ・中小河川の整備を進める。

[整備河川]

思川、五行川、江川、矢場川、三杉川、内川 など

- ・都市の浸水を防ぐため、河川のバイパスである放水路の建設を進める。

[整備河川]

江川、中堂川 など

- ・都市化の進展や地域開発に対応するため、洪水を調節する遊水地や防災調節池を建設する。

[整備河川]

五行川、箒川、江川（矢板）、荒川（栃木） など

- ・低地部を浸水から防ぐため、内水排除施設の整備を進める。

[整備河川]

思川、袋川 など

②多目的ダムの建設

- ・下流地域を洪水から守るとともに、地域の活力を支える水資源を確保する。

[整備ダム]

東大芦川ダム、三河沢ダム など

③土砂災害を防ぐ砂防事業の推進

- ・土石流をくい止め、溪流河川の氾濫を防ぐため、砂防ダム、流路工など砂防施設の整備を進める。

[整備河川]

大谷川、御沢、永野川、名草川、彦間川 など

第2節 とちぎ 21世紀プラン (H13～H17)

平成12年12月に就任した福田昭夫知事は、県民が豊かで活力に満ちた生活を営み、自然や街並み、そして人々の心が美しさとやさしさにあふれる郷土、まさに「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」を「“とちぎ”から創る21世紀の日本」という気概を持って、全ての県民と共に力を合わせて築き上げていくことを目指し、栃木県総合計画「とちぎ21世紀プラン」を策定した。

この計画の基本目標として、人（教育・文化）、いのち（保健・医療・福祉）、産業（農林・商工サービス・観光・労働）、暮らし（社会資本の整備・防犯・防災）、環境（自然保護・環境保全）の5つの柱を掲げた。

土木部に関連する事項については、県土づくり戦略として、「国土交流拠点とちぎ整備構想」を展開し、新たな県土づくりを進めることとした。また、基本政策の基本目標4「暮らし」の中で、さまざまな取組を掲げた。

以下にそれらの概要を示す。

~~~~~  
 ~県土づくり戦略~

### 1. 県土づくりの基本方向

#### (1) 世界に開かれた「国土交流拠点とちぎ」

本県は、東京圏から東北・北海道方面に向かう国土の新たな発展軸（北東国土軸）と、太平洋から関東内陸部や日本海方面に向かう軸（首都圏大環状連携軸）が交差するところに位置し、人・物・情報などの広域的な交流が活発に行われている。

今後は、成田、福島両空港や常陸那珂港などを活用して世界と直結した地域づくりも可能になり、社会・経済・文化などあらゆる分野において、国内はもとより世界との交流がさらに活発に展開される。

このような広域的な交流の中に、本県が誇る高度技術産業や文化の集積、豊かな自然や田園的魅力などの多彩な特色を活かし、その交流の成果を県土の

発展と県民生活の質的向上、さらには国土の発展にも結びつけていくことが、これからの県土づくりの方向であると言える。

そこで、21世紀の栃木県は、全国や海外を視野に入れた広域交流の中心「国土交流拠点とちぎ」として成長していくことを目指す。

このため、これまで築いてきた地域間の交流と連携を支える県土の基盤（コリドール・ネットワーク）を一層強化・活用しながら、その上に自立性の高い地域の形成を図る「国土交流拠点とちぎ整備構想」を展開して、新たな県土づくりを進める。



図1-4-2 国土交流拠点とちぎの概念図

#### ① 特色ある交流・連携の推進

時代の大きな変化に対応して、県土の活力創出と県民生活の質的向上を図りながら、県内各地域の魅力を全国に発信していくためには、相互の機能分担と連携による広域的な地域づくりを推進し、自立性の高い地域社会を形成していくことが必要である。

また、交通・情報通信ネットワークを通じた活発な交流と連携により、自然や歴史、文化、産業など地域の持つ優れた特色をさらに高めるための取組が求められている。

このため、生活面の関わりや地理的・自然的条件、市町村の広域的なまちづくりの取組などを勘案して、県内に7つのゾーンを設定し、地域の個性を十分に

## 第1編 総論

活かしながら、都市的サービスとゆとりある居住環境を享受できる自立的な地域づくりを進める。

さらに、ゾーンの枠を越えた共通する地域資源を活かすため、発展方向の一体性に着目し、複数のゾーンにまたがる5つの連携・発展プログラムを展開する。

そして、これらの特色ある地域づくりがコリドール・ネットワークを通じて相互に魅力を高め合い、融合することで、多彩な魅力が輝く「国土交流拠点とちぎ」を実現していく。



図1-4-3 国土交流拠点とちぎを構成する7つのゾーンと5つの連携・発展プログラム

### ②コリドール・ネットワークの強化

「国土交流拠点とちぎ」において展開される諸活動の効果は、広域連携軸(センターコリドール、オーシャンコリドール)、国際連結軸(スカイコリドール)、地域連携軸(サブコリドール)が形づく「コリドール・ネットワーク」を通じて県内各地域に波及するとともに、本県から全国へ、さらに全世界に向けて発信されていく。

同時に、県内の各地域間では、生活・経済・文化などの目的や機能に応じた交流と連携がコリドール・ネットワークを中心に活発に展開され、県民生活の質的向上を可能にする。

このため、コリドール・ネットワークの強化をさらに進め、「国土交流拠点とちぎ」の基盤づくりを推進する。

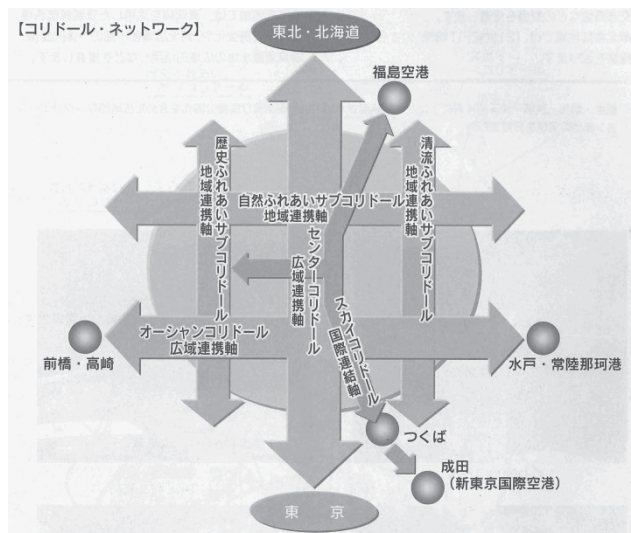


図1-4-4 コリドール・ネットワーク

### ③県際交流の推進

隣接県と境を接する県際地域では、これまでにも生活や産業、文化などの交流が積み重ねられてきたが、今後、隣接県との連携をより一層深め、広域的な交流と連携による県土づくりを推進していくことが必要である。

このため、隣接県及び関係市町村との連携・協力のもと、広域的な交流や地域の交流を支援する交通基盤の整備、共通する地域資源の活用、産業面での共通課題への対応などを進め、県際地域の新たな発展に取り組んでいく。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜  
 ~基本政策~

#### 1. 快適で安全な暮らしを築く

快適で安全な暮らしを築くため、上下水道や道路、住環境等の質の高い社会資本を整備するとともに、防災力の強化や生活安全対策などに取り組んでいく。

##### (1) 快適な暮らしの基礎をつくる

県民一人ひとりが心の豊かさや満足感を実感できるよう、日常生活に不可欠な基盤を整備し、快適で健康的な暮らしを確保する。

##### ①良好な住まい・住環境づくり

とちぎの地域特性を生かした住宅・宅地の供給を図り、住み良い居住環境の形成を目指す。

- ・低廉な家賃の公的住宅の供給を図り、居住水準の向上を目指す。また、市場で不足がみなバリアフリー化された高齢者向け公的住宅を確保する。
- ・土地区画整理事業等の活用により、快適でゆとりある居住環境の改善を図る。
- ・住宅地の需要の高い地域においては、公的主体により適切な公共・公益施設を備えた宅地の供給を図る。さらには、住環境の向上を図るため、各地域特性を生かした住宅マスタープラン(住宅整備の基本方針)の策定や住宅等における検査制度の活用を図る。
- ・がけ崩れから地域住民を守るため、土砂災害警戒区域の適切な指定により安全な住環境を確保する。

[主な取組]

○子育て・高齢世帯のための住宅づくり

- ・子育て・高齢世帯に配慮した、ゆとりあるバリアフリー化した公営住宅への再生
- ・公営住宅等を補完する優良な民間型住宅の供給
- ・子育て・高齢世帯が交流できる公的住宅の供給

## ②安全で安定した水の供給

今後必要となる水資源を開発・保全するとともに、節水等により水の有効利用を図り、安定的に水を供給できるようにする。

- ・多目的ダム等の建設を促進するとともに、地下水利用を適正化することにより、安定的でバランスの良い水源を確保する。

[主な取組]

○安定した水資源の確保と水源地域の振興

- ・地元や関係機関等の調整によるダム事業の円滑な推進
- ・湯西川ダムにおける水源地域住民の生活再建対策と、生活環境の変化を緩和する施設整備等への支援

## ③適切な土地利用の推進

自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展のため、総合的かつ計画的な土地利用を図る。

- ・県土の利用に関し必要な基本的事項について定めた国土利用計画県計画、県土の総合的かつ計画的な利用を図るための土地利用基本計画及び都市計画法や農地法などの個別規制法を適切に運用する。
- ・国土利用計画市町村計画及び市町村における土地利用の調整や誘導の基本となる総合的な土地利用計画の策定を支援する。
- ・国土利用計画法に基づき、一定規模以上の土地取引について届出を求め、利用目的や契約の予定価格(規制区域、注視区域、監視区域に限る。)等を審査する土地取引規制制度を適切に運用する。

[主な取組]

○国土利用計画県計画等の管理

- ・国土利用計画県計画及び土地利用基本計画の適切な管理
- ・国土利用計画市町村計画の策定促進
- ・市町村の土地利用の調整や誘導の基本となる計画の策定促進

## ④下水道の整備復旧

平成17年までに県民の3人に2人が下水道を利用できるよう、下水道の整備を計画的・効率的に進める。

- ・「栃木県全域下水道化構想」において、県内全域について下水道処理施設の整備区域や整備手法が定められている。
- ・この構想に基づいて、県と市町村が一体となって公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等による下水道の整備を積極的に推進する。
- ・事業実施に当たっては、より効率的・経済的な整備手法を選定して合理的な整備を進め、より一層の下水道の普及を進める。

[主な取組]

○下水道の普及向上

## 第1編 総論

- ・「全県域下水道化構想」の見直しにより、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備手法を効率的・経済的に選定し、より合理的な下水道の整備を推進

### (2) 活力とうるおいのある生活環境をつくる

誰もが生活の豊かさを実感しながら楽しく過ごすことができ、地域住民の交流が促進される、質の高い生活空間を創出する。

#### ①快適で活力ある都市の整備

県民の生活の質の向上と地域活力の維持増進のため、快適で活力のある都市づくりを推進する。

- ・少子高齢化、情報・環境の時代にふさわしい快適で活力ある都市整備が図れるよう、都市計画マスタープラン（都市づくりの基本方針）を策定する。
- ・都市計画に基づき、適切な土地利用の規制・誘導、都市基盤整備及び市街地整備を推進する。特に、中心市街地活性化など21世紀の都市づくりの課題解決に向けて積極的に取り組む。
- ・住民、企業、市町村など多様な主体の参加と連携によるまちづくりができるよう適切な支援を行う。

[主な取組]

##### ○良好な市街地の整備・再生

- ・中心市街地の活性化等を図るため、既成市街地の再生・再構築の推進
- ・良好な住宅地地の供給の推進
- ・地域の交流・連携の核となる新しい拠点市街地の形成
- ・地域振興プロジェクトを支援する市街地整備の推進

#### ②美しい景観づくり

ふるさと“とちぎ”の地域特性を生かした優れた景観の保全・創造を図り、自然・都市・農村景観が調和した美しい県土を形成する。

- ・「景観条例（仮称）」を制定し、屋外広告物条例・風致地区条例・とちぎふるさと街道景観条例などとともに、美しい景観の保全・創造のための

規制・誘導・支援施策を一体的に推進する。

- ・地域の歴史や景観に調和した街並みや、まちな顔としてふさわしい美しい街並みを整備する。
- ・地域における農村景観の保全活動の取組を支援するとともに、伝統的な農村施設や美しい農村景観の保全・整備を推進する。

[主な取組]

##### ○美しい街並み景観の創出

- ・各市町村に、後世に誇れるような街のシンボルとなる目抜き通りや賑わい空間の創出、街の歴史や文化を生かした道路整備の推進
- ・世界遺産にふさわしい街道の再生推進

#### ③特色ある公園や親しみある水辺の整備

広く県民がみどり豊かな環境の中で運動や散策などができる、憩いと安らぎの場を創出する。

- ・スポーツ・レクリエーション活動の拠点や自然とのふれあいの場となる個性豊かな公園の整備を推進する。
- ・公園利用者のニーズに対応した既存公園のリニューアルや、適切な維持管理を行う。
- ・地域のまちづくりと調和のとれたうるおいのある水辺づくりやレクリエーション、憩いの場の整備を進めるとともに、良好な水辺環境の保全や水源地域の活性化を図る。
- ・イベント等の活用により、広く県民に生き生きとした県営公園、河川、ダム湖を提供する。

[主な取組]

##### ○特色ある公園づくり

- ・みかも山公園や日光だいや川公園の完成等、歴史、文化、自然等をテーマとした特色ある公園づくりの推進
- ・県民のニーズ等に対応した既存公園の再整備や各種イベント等の充実など、公園の活性化の推進

### (3) 活力ある交流連携の基盤をつくる

県民の活動・生活圏域の拡大や情報へのアクセス性の向上により、活発な交流や多様なサービスの享受を可能にし、自立性の高い地域づくりや地域の活

性を図る。

#### ①公共交通ネットワークの整備

環境負荷を低減し、すべての県民が自由に移動、活動していくために、公共交通のネットワーク化を推進する。

- ・都市圏内や都市圏を結ぶ公共交通のネットワーク化を促進する。
- ・既存の鉄道・バスについて、輸送力の増強、利便性の向上を促進し、人や環境にやさしい公共交通機関として維持充実を図る。
- ・駅前広場などの交通結節点の機能を向上させ、公共交通機関の利用促進を図る。
- ・JR宇都宮駅と鬼怒川左岸地域を結ぶ新交通システムについて、計画期間内の事業着手に向けて関係機関との協議・調整や各種調査を推進する。

[主な取組]

##### ○新交通システムの導入推進

- ・平成17年度の事業化に向けた調査・検討
- ・関係法令の手続き、国・市・関係事業者等との協議・調整

#### ②体系的な道路網の整備

高速道路から生活道路まで体系的、効率的な道路ネットワークの整備により、県土の発展と県民生活の利便性向上を図る。

- ・国土レベルの交流圏形成の基盤となる高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を推進し、全国との交流連携の拡大、産業の振興や立地を促進する。
- ・県内各地域を結ぶ広域道路を整備することにより、地域間の交流連携を支援する。
- ・環状道路や都市計画道路の整備を推進し、都市活動や市街地の活性化を促進する。
- ・地域の振興や活性化を支える道路の整備を推進し、活力ある地域づくりを支援する。
- ・人々の暮らしを支える生活道路の整備を推進し、県内各地域の利便性の向上を図る。

[主な取組]

##### ○県土60分構想の推進

- ・北関東自動車道の全線供用に向けた取組な

ど高規格幹線道路の整備促進

- ・宇都宮北道路の供用など地域高規格道路をはじめとする広域道路の整備推進
- ・都市の骨格を形成する道路の整備推進

#### ③快適で安全な道づくり

交通渋滞対策や良好な道路管理を行い、快適で安全な道路交通の確保を図る。

- ・交通渋滞の解消により円滑な道路交通を実現する。
- ・良好な路面性状を確保することにより、道路の快適な走行性を実現する。
- ・落石等危険箇所の対策や車両の大型化に対応した道路整備により、確実な道路交通を確保する。
- ・路面の凍結や積雪による冬期交通困難箇所に、防雪・消雪施設を整備し道路の安全と信頼性を高める。
- ・社会基盤の骨幹である道路を良好に管理することにより県内各地域の利便性の向上や生活水準の向上を図る。
- ・道路利用者に対し、道路情報や地域情報等を提供することにより、道路交通の利便性の向上を図る。
- ・自然環境と調和した道づくりを行うことにより、人と自然の共生を図る。

[主な取組]

##### ○通勤通学時等や休日・観光シーズンにおける交通渋滞対策の推進

- ・宇都宮環状道路の主要交差点の立体化など交差点の改良や現道拡幅、バイパスの整備推進
- ・道路情報等を提供するための高度道路交通システムの整備
- ・快適で円滑な交通を確保するための新交通管理システムの整備

#### (4) 災害に強い県土を築く

大規模災害や複雑多様化する各種災害を予防するとともに、これらの災害に迅速・的確に対応できる体制を整え、安全で安心して暮らせる環境を確保す

## 第1編 総論

る。

### ①治山・治水・砂防の推進

河川や多目的ダムの整備、土砂災害防止施設の整備、荒廃森林の復旧や防災機能の高い森林の整備を進め、災害に強い県土を築き県民の安全性を向上させる。

- ・各流域ごとに策定した河川整備計画に基づき、多目的ダムの建設や河川の整備を計画的に推進する。
- ・土砂災害危険区域等の指定を適切に行うとともに、土砂災害防止施設の整備を計画的に推進する。
- ・治山・治水・砂防事業の連携強化により、より一層県土の安全性を高める。

[主な取組]

#### ○災害に強い治水・砂防対策の推進

- ・地域住民参画による河川整備計画の策定と計画に基づく効果的・経済的な河川整備の推進
- ・放水路、防災調節池等の整備推進
- ・土砂災害情報相互通報システムを構築し、土砂災害対策を強化

### ②防災基盤の整備

風水害や震災等の大規模災害や複雑多様化する各種災害に適切に対応できる防災基盤を整備し、県民生活の安全を確保する。

- ・災害時に県民が安全かつ迅速に避難できるよう避難所や避難路を確保する。
- ・災害時の応急活動を円滑に行うための防災拠点や緊急輸送道路に指定した道路を整備する。
- ・災害時に建築物の安全性を確保するため、既存建築物の防災対策を推進する。

[主な取組]

#### ○防災センター(仮称)の整備に関する調査検討

- ・大規模災害時における応急対策、災害復旧を全庁的、総合的に実施するための拠点となる防災センター(仮称)の整備に関する調査検討

### 第3節 とちぎ元気プラン（H18～H22）

平成16年12月に就任した福田富一知事は、向上心や規範意識、他人を思いやる心を育むなど、“とちぎ”の「人間力」を高め、家庭や地域など社会の様々な絆を結び直し、それぞれの立場を越えて「協働」していくことによって、誰もが豊かさを実感できる“とちぎ”の実現を目指し、「とちぎ元気プラン」を策定した。

この「とちぎ元気プラン」では、これからの“とちぎ”づくりの原点となる、「人と社会のあり方」として、県民と共有すべき3つの基本姿勢「県民一人ひとりが主役の“とちぎ”」「県民が協働する“とちぎ”」「地域が自立する“とちぎ”」を提案した。

また、「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」の実現を目指し、未来に向かって挑戦していくため「いいひと いいこと つぎつぎ“とちぎ”」を合言葉とした。

この計画の基本目標として、「知恵にあふれ心豊かな人づくり」「いのちをやさしく見守る社会づくり」「確かな技術と創造性に富む産業づくり」「快適でにぎわいのある交流地域づくり」「安心の暮らしを支える環境づくり」の5つの柱を掲げた。

土木部に関連する事項については、めざす“とちぎ”の姿として、「国土交流拠点“とちぎ”」を掲げ、「コリドールネットワークの強化」「特色ある地域づくりと交流・連携」「広域交流・連携」に取り組んでいくこととした。また、県政の基本方向の基本目標4「快適でにぎわいのある交流地域づくり」、基本目標5「安心の暮らしを支える環境づくり」の中で、さまざまな取組を掲げた。

以下にそれらの概要を示す。

~~~~~  
 ~めざす“とちぎ”の姿~

1. 県土の姿・とちぎデザイン

時代が大きく変わりつつある中で、県土づくりの前提となる私達の暮らしや産業、環境との共生のあ

り方なども変化してきている。

このような時代の潮流に的確に対応し、地域の資源を活かし豊かで安全な暮らしと活力ある産業を実現する県土づくりを進める必要がある。

また、豊かでかけがえのない自然環境を保全し、この美しい県土を次世代に継承していかなければならない。

ここでは、「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」を実現するための県土づくりの基本方向と、“とちぎ”のデザインを示す。

(1) 県土づくりの基本方向

ー国土交流拠点“とちぎ”ー

栃木県は、首都東京に近接し、東北縦貫自動車道や東北新幹線などが東京から本県を貫いて東北地方・北海道までを結び、多様で広域的な交流が行われている。また、首都圏の一翼を担う北関東の各都市を中心とした地域間連携が進められており、今後は、北関東自動車道の整備が進むことにより、この連携が一層強化されると考えられる。

本県は、このような交流・連携の大きな軸の交差点に位置しており、交差することによる相乗的な効果が見込まれる発展可能性を有している。

また、整備が進む高速交通ネットワークなどを積極的に活用することで、交流・連携を発展させ、空港や港湾などを介し、“とちぎ”の人・物・情報の交流を全国、世界に広げることが可能となる。

この恵まれた条件の中で、本県が持つ特色ある地域資源を活かした県土づくりを行うことにより、様々なスケールでの交流・連携の成果を、県土の発展と県民生活の質的向上に結び付けることが県土づくりの基本方向となる。

そのために、地域間の交流・連携の基盤を強化・活用し、持続可能で自立・安定した地域づくりを進め、国内はもとより世界を視野に入れたあらゆる分野での「国土交流拠点“とちぎ”」を目指していく。

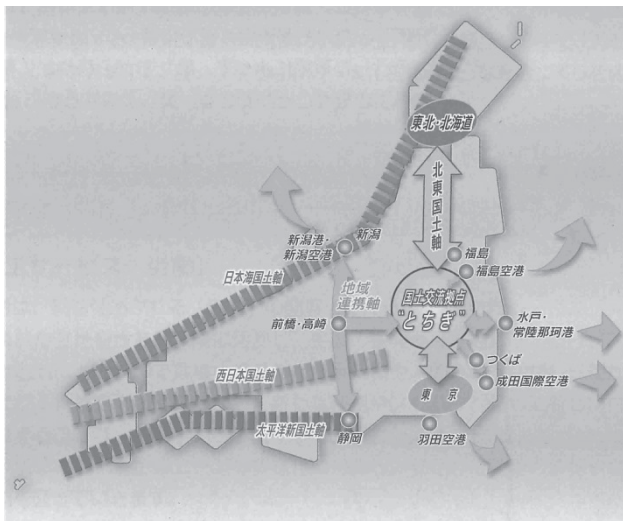


図1-4-5 国土交流拠点「とちぎ」の概念図

(2) 「とちぎ」のデザイン

県土づくりの基本方向である「国土交流拠点「とちぎ」」の実現を目指し、コリドールネットワークを基本として、地域の特色を活かした県土づくりと県外に広がる交流についてのデザインを描いていく。

①コリドールネットワークの強化

本県では、交通基盤等を軸に、人、物、情報、技術、産業、文化などが活発に交流し、これらを通して有機的な連携が図られる地域の連なりを「コリドール」と呼び、そのネットワークの形成を進めてきた。

コリドールネットワークは、3つのコリドール（センターコリドール、オーシャンコリドール、スカイコリドール）と3つのサブコリドールから構成され、これらのコリドールが県内で縦横にネットワークを形成することにより、県内の各地域の交流・連携が図られ、さらに全国との結びつきの基盤となる。

このコリドールネットワークを強化・活用することにより、県内各地域間の交流・連携が一層展開するとともに、全国や世界との交流・連携が進展し、「国土交流拠点「とちぎ」」としての本県の発展が可能になる。

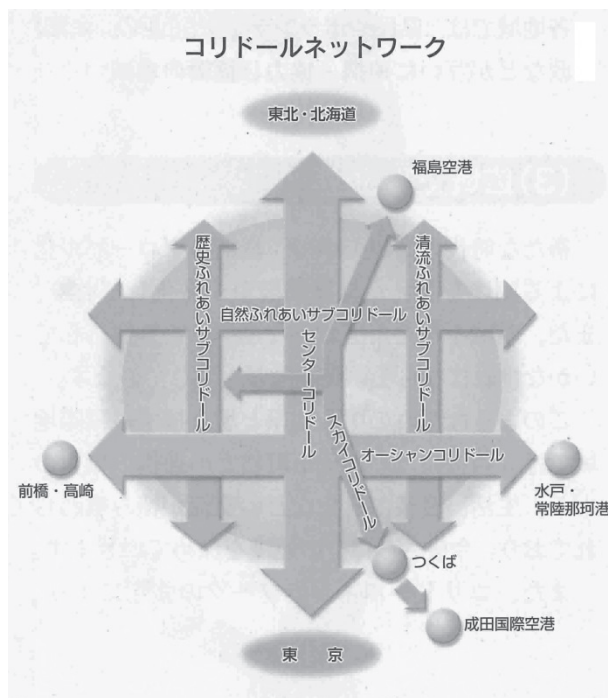


図1-4-6 コリドールネットワーク図

②特色ある地域づくりと交流・連携

「国土交流拠点「とちぎ」」として県土の発展と県民生活の質的向上を図るために、県内各地域が資源を活かした特色ある地域づくりを進め、それぞれの魅力と活力を高めるとともに、機能分担と相互補完による都市的サービスの発展を図り、持続可能で自立・安定した地域社会の形成を目指す。

各地域では、県民やボランティア、NPO、企業、行政などが互いに連携・協力し協働の地域づくりを行うことにより真に豊かな地域が実現し、さらに、それぞれの地域同士の交流・連携を進めることにより、単独の地域だけでは得られない新たな魅力や活力を創出することが可能となる。

このように特色を活かした地域づくりが重層的に行われ、コリドールネットワークによって県内が縦横に結ばれることで、多彩な「とちぎ」が花開く。

③広域交流・連携

新たな時代の潮流の中で、経済のグローバル化による国境を越えた地域間競争が激化しており、また、県域を越えた広域的な連携により対応していかなければならない課題なども生じている。

このような流れの中、他県と境を接する県際地域では、隣接県及び関係市町村との連携・協力のもと、生活、産業、文化などの交流が積み重ねられており、今後さらにその連携を深めていく。

また、コリドールネットワークの強化により、近隣各県との交流・連携のネットワークが形成されてきている。このネットワークを利用し、空港・港湾などの活用や防災面、観光面における連携など、県域を越えた多様な交流・連携を進め、経済活動の一層の活性化や広域的な課題の解決を図り、さらには“とちぎ”の魅力や活力を世界に向けて発信し、「国土交流拠点“とちぎ”」としての発展に取り組んでいく。

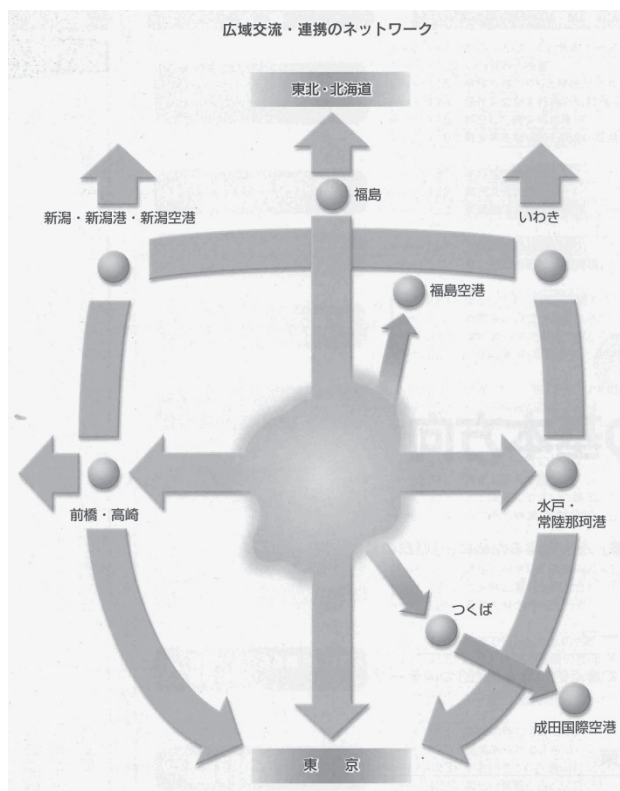


図1-4-7 広域交流・連携のネットワーク図

~~~~~  
 ~県政の基本方向~

1. 基本目標4

快適でにぎわいのある交流地域づくり

(1) 快適で活力ある暮らしの基礎をつくる

県民の日常生活や経済活動に不可欠な社会資本を、効率的・効果的に整備・充実することで、快適で活力のある暮らしを確保する。

①安全で安定した水の供給

今後必要となる水資源を開発・保全するとともに、安全な水を安定的に供給できるようにする。

○水資源の確保と保全

事業中の多目的ダムの建設促進等により水資源の確保を図るとともに、地下水採取規制のあり方を検討するなど、地下水の適正利用のための取組を推進する。

②生活排水処理施設の整備・普及

県民5人に4人が利用可能な生活排水処理施設を計画的・効果的に整備する。

○下水道の整備・普及

二つ以上の市町村にまたがる流域下水道や市町村が実施する公共下水道の整備・普及により、市街地及びその周辺地域の良好な環境の形成と水質の保全を図る。さらに、発生する汚泥を貴重な資源となるよう適正に処理する。

③公共交通ネットワークの整備

自動車交通などの他の移動手段とのバランスの取れた公共交通ネットワークを整備する。

○公共交通の利便性、快適性の向上

鉄道やバスなどの公共交通機関の連携を図りながら、公共交通の利便性、快適性を高めるとともに、公共交通への利用転換を促進する。また、高齢者や障害者をはじめすべての人が利用しやすいノンステップバスの導入などを促進する。

・鉄道駅のバリアフリー化促進

・新交通システムの導入検討

○公共交通を支える道づくり

駅前広場などの交通結節点の機能を向上させるとともに、鉄道駅へのアクセス道路の整備やバス・タクシーの円滑な走行空間の確保により、公共交通機関の利用促進を図る。

④体系的な道路網の整備

誰もが、どこへでも安全でスムーズに移動できる道路ネットワークの形成により、県土の発展と県民

## 第1編 総論

生活の利便性向上を図る。

### ○県内外との交流・連携を高める道づくり

国土レベルの交流圏形成の基盤となる道路や都市間連絡道路を整備し、県内外との交流連携の拡大、物流の効率化、産業の振興、観光周遊の促進などを支援する。

- ・北関東自動車道など高規格幹線道路の整備促進
- ・鬼怒テクノ通りなど地域高規格道路をはじめとする広域道路の整備推進
- ・黒磯インターチェンジ（仮称）追加などによる既存の高速道路の利便性向上

### ○日常生活を支える道づくり

通勤通学や買い物・医療など、日常の暮らしにおける便利で安全な移動を確保する生活道路の整備を推進するとともに、高度道路交通システム（ITS）の構築により、道路利用者の利便性向上を図る。

- ・地域間の交流連携を支える道路の整備推進
- ・すれ違い困難箇所の整備推進
- ・都市の環状道路や都市内道路の整備推進

### ○渋滞のない道づくり

主要渋滞ポイントを中心に、立体化等による交差点改良やバイパス整備に加え、交通需要マネジメント（TDM）や交通管制システムの高度化等により、渋滞の解消や環境負荷の軽減を図る。

- ・宇都宮環状北道路などの主要交差点や築瀬立体などの鉄道交差点の立体化

## (2) 魅力とうるおいのある生活空間をつくる

県民誰もがうるおいのある生活を実感でき、地域住民の交流が促進される魅力ある生活空間を創出する。

### ①個性の輝く地域づくり

総合的かつ計画的な土地利用を推進するとともに、地域の特性を活かした地域づくりを進め、さらに広域交流・連携を推進する。

#### ○総合的かつ計画的な土地利用の推進

県土利用の基本方針である国土利用計画県計画、

県土の総合的かつ計画的な利用を図るための土地利用基本計画及び都市計画法や農地法などの個別規制法を適切に運用するとともに、市町村における総合的な土地利用計画の策定を促進する。

- ・適切な土地利用の誘導及び土地利用情報の充実

#### ○地域資源を活かした「わがまち」づくり

市町村における地域独自の特色をもった地域づくりの施策展開を促進するため、住民協働のもと、地域が主体となった地域づくり計画の策定や地域の活性化策の支援を行う。

- ・市町村に対する地域再生計画・特区計画の策定・支援

- ・地域独自の自発的な地域づくり活動への支援

#### ○広域交流・連携による地域づくり

交流人口の増大による地域の活性化を図るため、地域資源を活用した、市町村のネットワーク化を進める。また、県内にとどまらず、県域を越えた交流事業を推進する。

- ・市町村間の連携事業への支援
- ・県域を越えた広域連携事業の推進
- ・広域交流拠点施設整備への支援

### ②活気あふれるまちづくり

都市計画の適切な運用のもと、住み良い居住環境の形成を進めるとともに、快適で活力あるまちづくりを推進する。

#### ○機能的で暮らしやすい市街地の整備・再生

県、市町村が連携して、まちづくりの将来像・具体計画となる「都市計画」を住民参加のもとに定め、土地利用計画・都市施設計画を適切に運用する。

都市の骨格となる都市計画道路の整備とともに土地区画整理事業などにより総合的な都市基盤の整備を進め、活力あふれる良好な市街地の形成を図る。

- ・幹線街路や都市環状道路の整備推進
- ・土地区画整理事業による市街地の整備・再生の促進

## ○中心市街地の活性化

「中心市街地活性化基本計画」に基づき、都市基盤の整備やまちなか居住の推進、商業活性化策の支援を一体的に行うなど、中心市街地の活性化に取り組む。

- ・市街地再開発事業等による魅力ある賑わい空間の創出等の促進

## ○地域の創意工夫を活かしたまちづくり

都市の再生や観光地の魅力向上を実現するため、まちづくり交付金事業などを活用した地域の特性や創意工夫を活かした住民参加型のまちづくりを促進する。

## ○良好な住まい・住環境づくり

県民が安心して生活できる住まいと住環境を実現するため、安全性に優れ、環境や少子高齢化への配慮がなされた良質な住宅づくりを推進する。

- ・住宅性能表示制度の普及促進による安全性に優れた住宅づくりの推進
- ・地域住宅交付金制度の活用による地域の創意工夫を活かした住環境の創出

## ③美しい景観とみどりづくり

ふるさと“とちぎ”の自然・都市・農村等の地域特性に配慮した景観の保全・創造を図るとともに県民参加によるみどりづくりを推進する。

## ○良好な景観の誘導

景観法に基づく市町村景観計画の作成や地域住民の景観形成の活動を指導・支援し、自然・都市・農村等の地域の特性を生かした良好な景観形成を図る。

- ・市町村等への景観アドバイザーの派遣
- ・地域住民との協働による違反広告物の除却推進

## ○美しい街や個性的な地域を形成する道や川づくり

地域の歴史や文化等を活かした街並みの形成や景観に配慮した道づくりを進めるとともに、河川本来の美しい景観を保全・整備する。

- ・目抜き通り等における道路の無電柱化の推進

- ・道路の緑化、歩道的美装化の推進

## ④憩いと安らぎの公園や水辺空間づくり

県民が安心して憩い安らぐことのできる公園や水辺空間を創出する。

## ○親しみのある都市公園づくり

県民の多様なニーズに対応でき、誰もが安全で安心して過ごせる都市公園の機能向上等を図る。

- ・季節の花々に関するイベント、地域の特色を活かした体験イベント等の開催
- ・県民とともに取り組む公園づくりの推進

## ○うらおいのある水辺空間の整備と利用促進

地域と調和した水辺空間の整備や良好な自然環境を有する河川の保全を行うとともに、有効活用を促す情報提供をするなど、レクリエーションの場ともなる水辺空間の利用促進を図る。

- ・親水性のある河川の整備と適正な維持管理
- ・地域住民と取り組む水辺づくりの推進

## 2. 基本目標5

安心の暮らしを支える環境づくり

## (1) 安全な暮らしを守る

地域を支えるすべての人々が連携して、やすらぎある暮らしの基本となる安全を確保し、犯罪や事故のない明るい地域社会を実現する。

## ①総合的な交通安全対策の推進

交通秩序の維持と安全な道路交通環境の確保を図り、交通事故の発生を抑止する。

## ○交通安全施設の整備

安全で利用しやすい交通環境にするため、信号機や道路標識及び歩道等の交通安全施設の整備を推進する。

- ・自転車歩行者道の整備

## ○道路施設の安全確保

道路利用者が常に安全で快適な通行ができるよう、路面や歩道、橋梁、トンネル等の道路施設の適切かつ計画的な維持管理を推進する。

- ・道路の適切な舗装修繕等の実施

## 第1編 総論

### ・落石・土砂崩落対策施設の整備

#### (2) 災害・危機に強い県土づくりを推進する

大規模災害やさまざまな危機事象に対し、迅速・的確に対応できる体制や防災基盤を整備するとともに、災害に強い県土づくりを推進し、安全で安心な県民生活を確保する。

#### ①防災・危機管理対策の充実

災害や危機に迅速・的確に対応できる地域防災力の向上を図る。

##### ○防災・危機管理意識の高揚

防災訓練や各種防災関連行事を通じて防災意識を啓発し、県民の意識高揚を図るとともに、自主防災活動を促進する。また、災害のおそれのある区域の情報を提供する。

- ・防災館等を活用した防災活動の普及促進
- ・浸水想定区域、土砂災害警戒区域の指定
- ・洪水、土砂災害ハザードマップの作成支援

##### ○防災・危機管理体制の強化

防災拠点の整備を推進するとともに、市町村をはじめ防災関係機関や近県等との連携を強化し、災害時における応急体制の整備充実を図る。また、特殊災害や大規模事件・事故等へ迅速に対応できる危機管理体制及び対策の充実を図るとともに国民保護体制の整備・確立を図る。

- ・防災センター（仮称）の整備
- ・水防警報河川の指定拡大による水防体制の強化
- ・震災建築物応急危険度判定士等の養成及び体制の整備

##### ○防災・危機管理情報の収集伝達システムの充実

災害・危機事象の発生に対し迅速かつ的確な対応ができるよう充実した防災情報の一元化を図るとともに、住民等に的確な避難情報等を提供できる収集伝達システムの充実を図る。

- ・防災情報収集伝達システムの充実
- ・土木部総合情報センター（仮称）の整備

#### ②防災基盤の整備

水害、土砂災害、地震などの自然災害に強い防災基盤の整備を推進する。

#### ○治水対策の推進

地域の意見を反映させた河川整備計画や下水道計画に基づき、災害に強い河川の整備や都市内の雨水排水施設整備を推進するとともに、事業中の多目的ダムの建設促進や、既存河川管理施設の適正な維持管理や運用により河川の安全性を確保する。

- ・流域特性に応じた効率的、効果的な河川等の整備
- ・破堤を防止するための堤防強化対策の実施

#### ○土砂災害対策の推進

土石流、急傾斜地崩壊、地すべり等に対する土砂災害防止施設の整備を推進し、土砂災害の未然防止を図るとともに、避難場所や災害時要援護者施設等の安全性を確保する。

#### ○治山対策の推進

災害により被災した荒廃山地の復旧と併せ、防災機能の高い森林の整備を進め、山地災害の未然防止を図る。

#### ○防災拠点・緊急輸送道路の機能充実

防災拠点となる公共建築物等の耐震化を図るとともに、災害時に安全かつ迅速に避難できるよう、避難所や避難路等を確保する。また、災害直後から応急活動を円滑かつ確実に行うため、緊急輸送道路に指定した道路等の整備を推進する。

- ・緊急輸送道路の橋梁耐震化

## 第4節 新とちぎ元気プラン（H23～H27）

平成20年11月、2期目の再選を果たした福田富一知事は、人口減少と少子高齢化の急速な進行、グローバル化の進展、地球環境や資源エネルギー問題の顕在化など、時代の大きな変わり目において、限られた行財政資源を有効に活用しながら、県民益の最大化を追求していくため、とちぎづくりの原点である「人づくり」を着実に推し進めながら、思い切った「選択と集中」による政策の重点化を図ることとし、「新とちぎ元気プラン」を策定した。

この、「新とちぎ元気プラン」は、政策の基本を「人づくり」とし、県民一人ひとりの人権を尊重しながら「人をはぐくむ」、「人を活かす」の2つの視点に立って、社会にとって最大の宝である人材の育成と、人材の活用を図ることとし、暮らしの基盤となる安全・安心の確保、成長による活力の創出、豊かな自然や環境の次代への継承に政策の重点を置いて、5年間の県政を進めていくこととした。

また、県民一人ひとりが個性や能力を十分に発揮して真に輝き、健やかに安心して暮らすことができ、地域に活力があふれ、自然と共生し、恵み豊かな環境を次世代へと守り伝えていく、住む人々が住み続けたいと思い、訪れる人々が住んでみたいと思うとちぎを目指し、「「安心」「成長」「環境」をともにつくる、元気度 日本一 栃木県」をスローガンとした。

県土整備部に関連する事項については、とちぎ地域づくりビジョンにおいて、広域的な課題に適切に対応し、活力あるとちぎを実現するため、コリドーネットワークを最大限活用し、首都圏や北関東・磐越地域はもとより、これらの圏域を越えた広域交流・連携をより一層促進していくこととした。また、重点戦略の中でさまざまな取組を掲げた。

以下にそれらの概要を示す。

~~~~~  
 ~めざすとちぎの姿~

1. とちぎ地域づくりビジョン～とちぎの広がり～

(1) 地域づくりの基本方向

暮らしを取り巻く状況が大きく変化する中、安全で安心して住み続けられ、環境と共生した活力ある地域づくりを進めていく。

そして、日本の発展を牽引する成長エンジンとなる首都圏の一翼を担うとともに、北関東・磐越地域の中心に位置し、様々なネットワークの結節点にある本県の地理的優位性を最大限に発揮し、とちぎの魅力在国内はもとより世界に向けて発信していくことで、新しい時代の広がりゆくとちぎづくりを目指す。

(2) 地域の目指す姿

①個性の発揮

北関東自動車道の全線開通等により、人・物・情報などの交流が活発化し、これらを通して形成される地域間の連携を強化するとともに、多様な主体の参画と協働により、それぞれの地域が、その役割や特色を活かした持続可能で自立・安定した地域社会の実現を目指す。

農山村地域においては、豊かな自然を保全しつつ、農林業など地場産業の活性化や雇用の確保を図り、定住・交流人口を拡大し地域の活力を向上させる。都市地域においては、暮らしやすさや環境への配慮、中心市街地の活性化の観点から、集約型の都市構造への転換を図り、コンパクトな市街地構造の形成を図る。

②交流・連携

・県内の交流・連携

真に豊かな地域を創るためには、県内の他の地域と交流・連携を進め、生活の質の向上や産業の活性化、魅力アップにつなげることが大切である。そのため、特色ある地域資源を磨き育て、発信することで、地域の相互理解を深め、機能の連携と相互補完によって、独自の地域づくりを行う。

特に、農山村地域においては、都市地域や民間企業などとの交流・連携の促進を図ることで、自然環境や県土の保全、水源のかん養などの機能を維持するとともに、新たなアイデアや活動による魅力ある地域づくりを進める。

第1編 総論

・広域交流・連携

広域的な課題に適切に対応し、活力あるとちぎを実現するために、コリドールネットワークを最大限に活用し、首都圏や北関東・磐城地域はもとより、これらの圏域を越えた広域交流・連携をより一層促進していく。さらに、その交流・連携を東アジアをはじめとする世界へと広げていくことによって、新たな時代のとちぎづくりを進める。

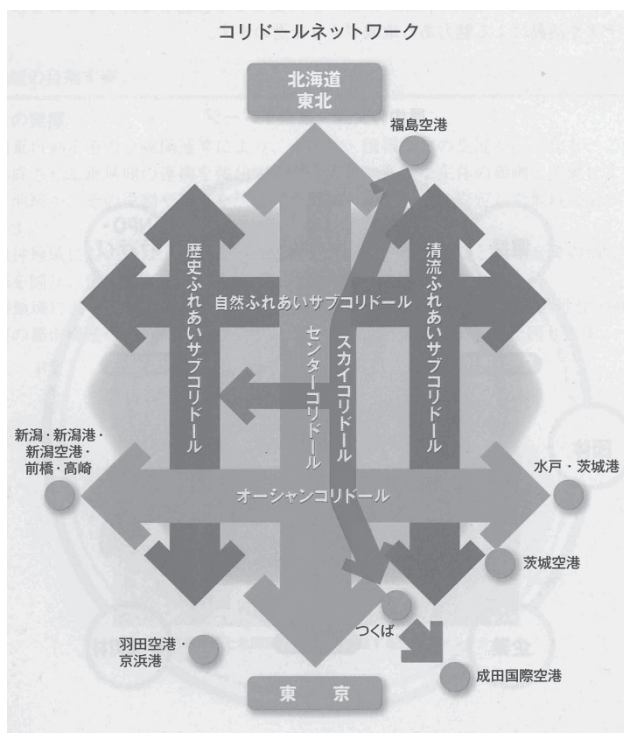


図1-4-8 コリドールネットワーク図

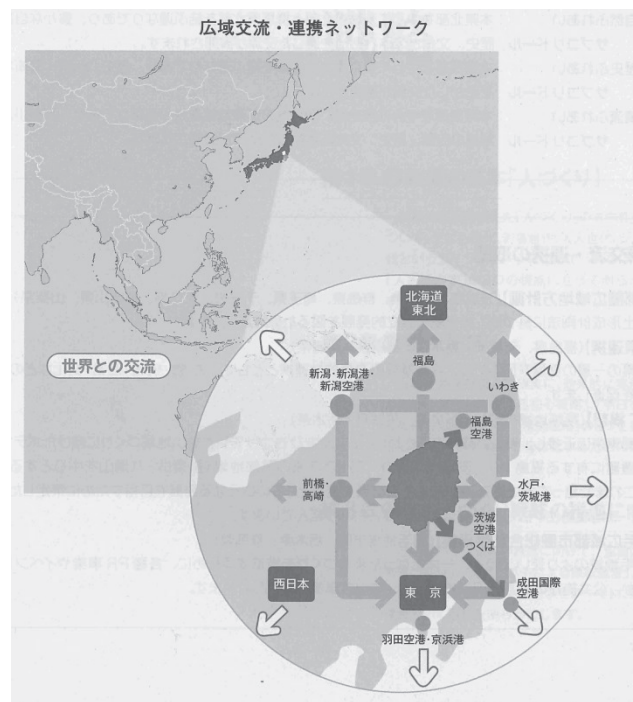


図1-4-9 広域交流・連携ネットワーク図

~~~~~

～とちぎづくり戦略～

### 1. 暮らしを支える安心戦略

誰もが安心して子どもを生み育てることができ、年齢や障害の有無にかかわらず、健やかに暮らし、生きがいを持って自らの人生を描ける社会の実現を目指す。

また、地域を支えるすべての人の連携により、暮らしの基本となる安全を確保し、安心で明るい地域社会を実現する。

#### (1) 安心の子育て環境づくりプロジェクト

子育てに夢を持ちながら、それぞれの家庭や地域において、次の時代を担う子どもたちを健やかに生み育てることができる環境をつくる。

○学校及び学校周辺における安全の確保

・通学路の歩道整備

#### (2) 地域コミュニティ再生プロジェクト

地域の住民同士が力を合わせて地域づくりや防犯・防災等に取り組むことにより、人と人がつながり合うあたたかな地域コミュニティの再生を図る。

○地域の移手段の確保

- ・路線バス等でカバーされていない地域におけるデマンド交通等の導入促進

## 2. 明日を拓く成長戦略

本県の強みを活かした、経済、雇用を牽引する力強い成長産業を生み出すとともに、多様な主体による創意工夫を凝らした地域づくりを推進することにより、地域に活力があふれ、すべての県民が豊かさを実感でき、住む人々が住み続けたい、訪れる人々が住んでみたいと思うとちぎの実現を目指す。

### (1) パワーアップとちぎプロジェクト

本県の成長を牽引し、雇用を創出する産業を振興するとともに、競争力のある中小企業の活動や農業の展開などを支援し、県内経済の活性化を図る。

#### ○戦略的な企業誘致の推進

- ・ハード・ソフト両面におけるインフラの整備確保

### (2) 観光立県とちぎづくりプロジェクト

本県の優位な立地条件を活かすとともに、自然、産業、文化、暮らしなどの地域資源を観光資源として有効に活用することにより、多くの人々が訪れ、交流する観光立県とちぎを目指す。

#### ○魅力あふれる観光地づくり

- ・行楽期の渋滞対策のためのパーク&バスライド等の取組促進

### (3) 個性輝くとちぎの地域づくりプロジェクト

住民協働のもと、多様な主体が参加する地域づくりを推進し、交流と連携によるにぎわいを創出することにより、地域の自立と持続可能な発展を図る。

#### ○住み続けたい、住んでみたい地域づくり

- ・中心市街地の活性化やまちなか居住の誘導等によるコンパクトなまちづくりの促進
- ・公共交通の充実や自転車の利用環境の整備など、総合的な交通戦略の推進

## 3. 未来につなぐ環境戦略

かけがえのない環境を次の世代に引き継いでいくため、豊かな自然を守り育てるとともに、環境負荷を低減し地球温暖化防止に貢献するなど、県民総ぐるみで地球と人にやさしいエコとちぎを目指す。

るみで地球と人にやさしいエコとちぎを目指す。

### (1) エコな暮らしの推進プロジェクト

環境について自ら学び、自ら行動する機会や場を提供し、誰もが楽しみながら実践するエコな暮らしを推進する。

#### ○暮らしにおける低炭素社会に向けた取組の推進

- ・鉄道とバスの運行ダイヤ等の連携強化やバス停の快適性向上
- ・通勤手段をマイカーから公共交通や自転車などへ転換する「エコ通勤」の促進

### (2) 環境を起点とする活力の創出プロジェクト

地域資源を活かしたエネルギーの地産地消の促進や、環境に関連する産業の育成、集積により、地域の活力を向上させる。

#### ○持続的発展が可能な循環型社会の形成促進

- ・下水道浄化センターにおけるバイオガス発電施設の整備検討



第1編 総論

第5節 とちぎ元気発信プラン (H28~H32)

平成24年11月、3期目の再選を果たした福田富一知事は、平成16年12月の知事就任以来、「とちぎ元気プラン」「新とちぎ元気プラン」を策定し、「人づくり」を基本に「元気度日本一」のとちぎづくりに取り組んできたが、これらのプランを継承しつつ、築き上げてきたとちぎの魅力・実力に更なる磨きをかけて国内外に発信していくことが必要であると考へ、「とちぎ元気発信プラン」を策定した。

この「とちぎ元気発信プラン」では、次代を拓き、地域を支える人を創る「とちぎ」、多様な産業が雇用を創出し、成長と豊かさをもたらす「とちぎ」、健康で、安心して暮らすことができる「とちぎ」、安全で快適な生活と産業を支える基盤が整う「とちぎ」、豊かな自然・伝統文化を次代に引き継ぎ、人を惹きつける「とちぎ」を目指すこととし、本県の将来像を『人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”』として掲げた。

このため、5年間の県政を進めていく上で、すべての活動の原動力となる「次代を拓く人づくり戦略」を第1の柱とする5つの重点戦略において、人も地域も輝き、とちぎを元気にする18のプロジェクトを積極的に展開していくこととした。

さらに、すべての分野で選ばれるとちぎを目指し、「ベリー グッド ローカル とちぎ」を新たなキャッチフレーズとして掲げ、「とちぎブランド」の確立に、オールとちぎで取り組んでいくこととした。

県土整備部に関連する事項については、本県の21世紀の中頃を展望した目指すべき「地域の姿」の実現に向け、重点戦略の中でさまざまな取組を掲げた。

以下にそれらの概要を示す。

~~~~~  
 ~めざすべき地域の姿 (21世紀の中頃を展望) ~

1. 世界・日本の中の県土とちぎ

- (1) 世界へつながる交通の要衝として、人・モノ・情報を呼び込むとちぎ
- (2) 首都直下地震等に備えた首都機能、経済機能等

のバックアップに対応したとちぎ

- (3) 内陸型のエネルギーインフラが整備されたとちぎ
- (4) 安全・安心な基盤が整う強靱なとちぎ

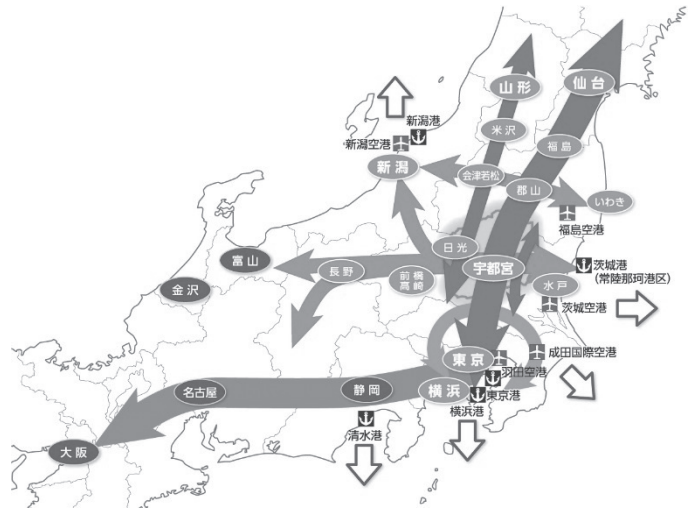


図1-4-10 広域交流・連携ネットワーク図



図1-4-11 コリドール・ネットワーク図

2. 県内のネットワーク

- (1) 地域交流・連携
 - ・コンパクトな拠点や拠点間を結ぶネットワークの形成により、都市機能や農山村における集落機能が維持され、都市や農山村の各地域

がそれぞれの特色を生かし、魅力ある地域を創出

- ・各拠点間の公共交通ネットワークの充実等により、人・モノ・情報の流れをつくり、圏域人口を確保し、イノベーション・にぎわいを創出し、活気ある地域づくりが実現

3. 地域の魅力を生かす農山村

- (1) 集落機能を集約化しネットワーク化する農山村
 - ・地域の核となる基幹集落を中心に日常生活に必要な機能等が集約
 - ・地域に応じた交通サービスや ICT の活用などで集落間のネットワーク化が進展
- (2) 地域資源を生かした活力ある農山村

4. 活力をつくり出す都市地域

- (1) 暮らしやすくコンパクトな都市
 - ・既存市街地や郊外の集落の中心などが拠点化し、各拠点が連携・相互補完しあう効率的な都市が形成
 - ・空き家等の既存ストックも活用し、街なかへの居住が進展
- (2) 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市
 - ・地域内の拠点間を結ぶ公共交通ネットワークが充実・強化
 - ・歩道や公共交通機関のバリアフリー化や自転車の利用環境の充実により、移動性が向上
- (3) 環境にやさしいエコな都市
 - ・公共投資の重点化や、社会資本の計画的な長寿命化、適切な維持管理等により、効率的な都市経営が実現
- (4) とちぎの魅力や強みを生かした都市
 - ・恵まれた立地環境や優れた交通ネットワーク等の活用により、交通利便性の高い地域等への産業集積が進展
 - ・観光地へのアクセスや周遊性の向上により、とちぎの魅力がより一層高まり、国内外からの観光客によるにぎわいが実現



図1-4-12 小さな拠点イメージ図

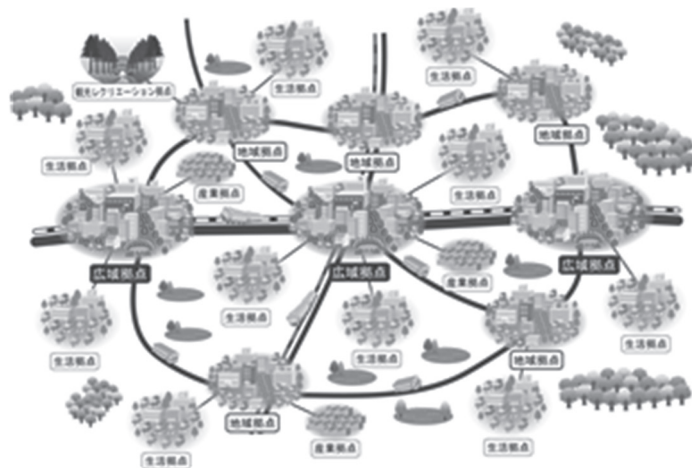


図1-4-13 とちぎのコンパクトシティイメージ図

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

～重点戦略～

1. 次代を拓く人づくり戦略

(1) 感動共有スポーツ推進プロジェクト

本県での国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けて、更なる競技力向上を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピックの開催等も契機に、県民のスポーツへの興味・関心を高め、誰もがスポーツに親しめる機会と交流の場を広げる。

○スポーツを通じた人づくり

- ・総合スポーツゾーンの整備推進

第1編 総論

2. 強みを生かす成長戦略

(1) とちぎの産業躍進プロジェクト

本県の強みである重点5分野（自動車・航空宇宙・医療機器・光・環境産業）など製造業の産業集積を生かした成長と、時代の潮流をとらえた新たな産業の創出、更なる企業立地を促し、本県経済の活性化を図る。

○立地環境を生かした企業誘致の推進

- ・アクセス道路等の整備やスマート IC 設置促進

(2) 観光立県とちぎプロジェクト

東京オリンピック・パラリンピック開催等を好機として、豊富な観光資源や東京圏に近接する強みを最大限に生かし、観光地としての魅力向上や国内外からの観光誘客強化に取り組み、観光産業の更なる発展を図る。

○魅力と活気ある観光地づくり

- ・観光地へのアクセス向上に資する道路の整備

3. 暮らし安心健康戦略

(1) 安心の医療・介護確保推進プロジェクト

地域の実情に応じて、県民誰もが住み慣れた地域において、安心して暮らすことができるよう、医療や介護、日常生活の支援などが包括的に提供される環境をつくる。

○地域包括ケアシステム構築の推進

- ・サービス付き高齢者向け住宅等の普及促進

(2) 共生社会実現プロジェクト

障害の有無等に関わらず、誰もが互いを尊重しながら、社会の担い手として活躍するとともに、住み慣れた地域において、共に支え合いながら暮らし続けることができる環境をつくる。

○ノーマライゼーションの推進

- ・公共施設等のバリアフリー化の促進

(3) 暮らしの安心実現プロジェクト

日々の暮らしを安心して送ることができるよう、交通事故や犯罪などの危険から県民を守るとともに、消費生活の安全・安心の確保を図る。

○交通事故抑止対策の推進

- ・通学路の歩道整備の推進

4. 快適実感安全戦略

(1) 災害に強いとちぎの基盤づくりプロジェクト

東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨による災害等を踏まえ、大規模な自然災害等の発生に備え、ハード・ソフトの両面からの防災・減災対策や社会資本等の老朽化対策等を推進することにより、災害に強い「とちぎ」をつくり、安全で快適な県民生活と産業活動を支える。

○災害から県民を守る強靱な地域づくり

- ・ハード・ソフトの両面からの防災・減災対策の推進
- ・道の駅の防災拠点化の推進
- ・耐震診断が義務付けられた多数の者が利用する民間大規模建築物等の耐震化への支援

○社会資本等の老朽化対策の推進

- ・社会資本等の適正な維持管理と計画的な修繕・更新による長寿命化の推進

(2) 暮らしやすい「まち」づくりプロジェクト

人口減少、少子高齢化が進行する中、持続可能で誰もが暮らしやすいコンパクトな「まち」づくりの推進や市町間の広域連携の促進等による都市や中山間地域の活性化を図る。

○コンパクトな「まち」づくり

- ・中心市街地の活性化やコンパクトな「まち」づくりの促進

○公共交通の維持・確保

- ・広域的な公共交通ネットワークの改善の促進
- ・生活交通の改善・見直しに取り組む民間バス事業者や市町への支援
- ・市町の地域共助型生活交通システム導入の促進

第5章 県土整備計画

第1節 とちぎの安心・成長・環境を支える県土整備プラン（H23～H27）

本県においては、近年の時代の潮流や社会経済情勢、県民の意識・価値観の変化等に的確かつ柔軟に対応しながら、目指すべき将来像である『「安心」「成長」「環境」をともにつくる、元気度 日本一 栃木県』の実現に向けて、栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」を策定し、“選択と集中”による施策の重点化を図りながら、戦略的に各種課題の解決に向け取り組んでいくこととした。

この「新とちぎ元気プラン」を踏まえ、県土整備部では「人にやさしい県土 60 分構想」「県民の命を守る河川砂防構想」「新栃木県生活排水処理構想」など、新しい時代にふさわしい社会資本整備を進めるうえでの各種分野別計画を策定した。

また、これらの分野別計画の重点施策を横断的にわかりやすくまとめた『“とちぎ”の「安心」「成長」「環境」を支える県土整備プラン（平成 23 年度～平成 27 年度）』を作成した。

道路や橋梁、河川等の社会資本は、県民を自然災害から守るとともに、安全で豊かな生活を確保し、産業、物流、観光など地域の経済活動を支えるうえで、なくてはならない基幹的施設であり、今後とも社会・自然状況に対応しながら、これらを着実に整備・管理していくことが重要である。

県土整備部では、5年間の社会資本整備を進める上での「羅針盤」として県土整備プランを活用していくこととし、重点的に取り組むべき「4の戦略」「11の目標」「30の施策」を掲げた。

以下にそれらの概要を示す。

~~~~~

#### 【重点戦略1】

暮らしを支える県土整備「安心」戦略  
～県民の生命・財産の安全と安心を守る県土基盤づくり～

〈重点目標（1）〉

「子供や高齢者等を交通事故から守ります！」

- ①学校周辺の安全な通学路整備
- ②高齢者等の交通事故抑止の推進

〈重点目標（2）〉

「災害から県民の安全と安心を守ります！」

- ①河川災害に強い防災基盤づくり
- ②土砂災害に強い防災対策の推進
- ③道路の防災・耐震対策の推進
- ④高齢化する道路施設の予防保全対策の推進
- ⑤建築物の耐震化の推進
- ⑥災害に備えた危機管理体制の充実

〈重点目標（3）〉

「高齢者等が安心して暮らせる地域づくりを支えます！」

- ①高齢者等の移動手手段の確保
- ②高齢者の多様な住まいの支援

#### 【重点戦略2】

明日を拓く県土整備「成長」戦略  
～産業や地域の活力と魅力ある県土基盤づくり～

〈重点目標（1）〉

「とちぎの産業の競争力や成長力を高めます！」

①産業や物流の効率を高める広域的な交通網の強化

〈重点目標（2）〉

「観光立県とちぎづくりや地域の活性化を支えます！」

- ①観光地の周遊性の向上
- ②歴史・文化資源を活かした賑わいの創出
- ③日光杉並木街道の復元
- ④快適で魅力ある県営都市公園づくり

## 第1編 総論

### ⑤魅力ある景観づくりの推進

#### 〈重点目標（3）〉

「暮らしやすく利便性の高いまちづくりを進めます！」

- ①日常生活を支える交通網の充実
- ②地域交流を促進する交通拠点の利便性向上
- ③暮らしやすく持続可能なまちづくりの推進

### 【重点戦略3】

未来につなぐ県土整備「環境」戦略

～環境と共生する県土基盤づくり～

#### 〈重点目標（1）〉

「エコな暮らしの実現に向けた基盤づくりを進めます！」

- ①公共交通利用環境の充実
- ②自転車走行環境の整備
- ③エコ通勤の推進
- ④住宅の長寿命化の普及・促進

#### 〈重点目標（2）〉

「環境にやさしい基盤づくりを進めます！」

- ①自然環境に配慮した川づくり・溪流づくり
- ②環境にやさしい道づくり

#### 〈重点目標（3）〉

「循環型社会に対応した基盤づくりを進めます！」

- ①建設廃棄物の再資源化・再利用の促進
- ②下水道の普及拡大と適正な維持管理の推進
- ③資源循環・地球環境に配慮した下水道整備の推進

### 【県民協働戦略】

県民との「協働」による県土整備戦略

～共に創り、共に育む 道・川・公園～

#### 〈重点目標（1）〉

「地域住民参加による美しく愛着が持てる基盤づくりを進めます！」

- ①ボランティア・サポート事業の総合的な推進

#### 〈重点目標（2）〉

「事業の“選択と集中”を進め、県民への説明責任を果たします！」

①公共事業の効率的、効果的な実施と透明性の向上

## 第2節 とちぎの安心・成長・魅力を築く 県土づくりプラン2016 (H28～H32)

国においては、我が国がこれからも経済成長を続け活力ある豊かな国として発展できるか否かの重要な岐路にさしかかっているという認識の下、今後の国土づくりの方向性を定める計画として、2025年までの10年間を計画期間とする「新たな国土形成計画」（全国計画）を決定した。

また、国土形成計画において全国的な国土づくりの方向性が示されたことを受け、広域首都圏（1都11県）における具体的な国土形成の方針や目標等を定めた「首都圏広域地方計画」が策定された。

こうした広域的な国土づくりの構想等が打ち出される中、本県においても、中長期的な展望のもと、とちぎの目指すべき将来像を描き、その実現に向けた重点的取組や目標を示す県政の基本指針として、「とちぎ元気発信プラン」を策定した。

以上のような国土づくりや県政全体の戦略的取組を着実に推進し、本県における安全・安心な暮らしの確保や、持続的な地域経済の成長、さらには多くの人と企業に選ばれる魅力ある地域形成を実現していくためには、それらの礎となる社会資本的、確な整備と保全が不可欠である。

こうした状況を踏まえ、今後の社会経済情勢の変化に対応しつつ、的確な基盤整備等の推進を図るため、それらの総合的な取組の指針として、とちぎの安心・成長・魅力を築く「県土づくりプラン2016」をとりまとめた。

この県土づくりプランでは、本県の戦略的な社会資本整備の柱として、3つの主要テーマと1つの基本姿勢に体系化した上で、13の重点目標のもとに32の施策を設定し、成果指標を定めて着実な実行を図ろうとするものである。

以下にそれらの概要を示す。

~~~~~

【主要テーマⅠ】

《安心》

～安全・安心な基盤づくり～

〈重点目標（1）〉

「県民の生命・財産を守るための県土づくりを推進します！」

①県民の安全・安心を支える「災害に強い県土づくり」の推進

②災害による被害を低減する「減災機能」の充実・強化

③災害時に迅速に対応できる「防災体制」の強化

〈重点目標（2）〉

「子どもや高齢者等を交通事故から守るための道づくりを推進します！」

④子どもたちの安全を支える「学校周辺の通学路」の整備推進

⑤県民の安全を確保する「道路環境づくり」の推進

〈重点目標（3）〉

「安全・安心な社会資本を次世代に引き継ぎます！」

⑥効果的な維持管理に向けた「点検・診断・評価」の実施

⑦各種施設の長寿命化に向けた「計画的な修繕・更新」の推進

【主要テーマⅡ】

《成長》

～成長・発展を支えるネットワークづくり～

〈重点目標（4）〉

「産業・経済の成長を支える活発な人と物の流れをつくります！」

⑧産業や物流の効率化を支える「広域幹線道路網」の強化

⑨拠点間の連携・交流を支える「幹線道路網」の強化

⑩地域の活性化を支える「道路網」の整備

〈重点目標（5）〉

「全ての人の暮らしを支える快適な移動環境をつく

第1編 総論

ります！」

- ⑪地域間の移動を支える「広域的な公共交通」の維持・充実
- ⑫日常生活の移動を支える「生活交通」の維持・充実
- ⑬全ての人の快適な移動を支える「公共交通利用環境」の充実

【主要テーマⅢ】

《魅力》

～魅力的で活力あふれる地域づくり・ユニバーサルデザインのまちづくり～

〈重点目標（6）〉

「とちぎの魅力を発信する総合スポーツゾーンの整備を推進します！」

- ⑭県民に愛され、県民が誇れる「総合スポーツゾーン」の整備推進

〈重点目標（7）〉

「暮らしやすく活力あふれる地域づくりを進めます！」

- ⑮地域の持続性・機能性を高める「コンパクト＋ネットワーク」の推進
- ⑯都市活動を支える「道路・河川空間」の整備・活用
- ⑰全ての人にやさしい「ユニバーサルデザイン」のまちづくりの推進
- ⑱安心して暮らせる「住まい」の確保と「空き家」の有効活用

〈重点目標（8）〉

「人が訪れ地域が賑わう魅力あふれるとちぎづくりを進めます！」

- ⑲観光地へのアクセスや周遊を支える「交通ネットワーク」の充実
- ⑳国内外からの来訪者の円滑な移動を支える「利用案内」の充実
- ㉑地域資源を活かした「観光拠点の創出」の支援
- ㉒地域の拠点となる「道の駅」の整備・活用
- ㉓快適で魅力ある「公園づくり」の推進
- ㉔地域の魅力を高める「景観づくり」の推進

〈重点目標（9）〉

「環境にやさしいエコなとちぎづくりを進めます！」

- ㉕循環型社会・低炭素社会に対応した「エコなとちぎづくり」の推進
- ㉖自然環境に配慮した「水環境・水辺環境」の創出
- ㉗人や地球環境にやさしい「エコな移動」の促進

【基本姿勢】

《協働》

～次世代の県土を支える人づくり・協働～

〈重点目標（10）〉

「建設産業の担い手を確保・育成するための取組を促進します！」

- ㉘建設産業の「担い手」を確保・育成するための取組の支援強化
- ㉙建設業の理解を促す「魅力アップ」の取組の促進

〈重点目標（11）〉

「社会資本の整備・保全を支える技術の伝承を支援します！」

- ㉚社会資本の整備・保全を担う建設技術者の「スキルアップ」の支援

〈重点目標（12）〉

「住民参加による美しく愛着が持てる地域づくりを進めます！」

- ㉛住民参加による「ボランティアサポートプログラム」の推進

〈重点目標（13）〉

「事業の選択と集中を進め県民への説明責任を果たします！」

- ㉜公共事業の効率的・効果的な実施と透明性の向上

第6章 国土強靱化等

第1節 栃木県国土強靱化地域計画

1. はじめに

(1) 策定の趣旨

国において東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、また、平成26年6月には、基本法第10条の規定に基づき国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定されるなど、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。

基本法では、第4条において、地方公共団体は、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとされ、第13条において、都道府県は、当該都道府県の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を、地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとして定めることができると規定されている。

そこで、本県においても、これまでの自然災害から得た教訓や基本法の趣旨を踏まえ、国と一体となって、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なとちぎづくりを推進するため、栃木県国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を平成28年2月に策定した。

(2) 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定した。

また、国の基本計画との調和を保つとともに、国

土強靱化の観点から、本県の他の計画等の指針となるものである。

(3) 計画期間

平成28（2016）年度を初年度とする平成32（2020）年度までの5年間

2. 地域計画策定の基本的な考え方

(1) 基本理念

- ①安全・安心な基盤が整う強くしてしなやかなとちぎづくり
- ②とちぎの豊かさの維持・向上
- ③首都直下地震等発生時のバックアップ拠点としての機能充実

(2) 基本目標

- ①県民の生命の保護が最大限図られること
- ②県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

(3) 基本方針

- ①基本姿勢
 - ・人口減少等を踏まえた施策の推進
 - ・自助、互助・共助及び公助を基本
 - ・市町、民間事業者等との連携・役割分担
- ②適切な施策の組み合わせ
 - ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
 - ・平時における県民生活の豊かさの向上等にも留意
- ③効果的な施策の推進
 - ・選択と集中による施策の重点化
 - ・既存の社会資本の有効活用及び施設の効率的かつ効果的な維持管理
 - ・民間投資の促進

第1編 総論

3. 脆弱性評価

国の基本計画では、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められている。

本計画の策定においても、国が実施した手法を参考に、①想定するリスクの設定、②事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）の設定、③リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定、④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価という手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定した。

4. 強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として『7の個別施策分野』と『2の横断的分野』について、今後必要となる施策を検討し、推進方針を定めた。

なお、これらの推進方針は、それぞれの分野の間で、相互に関連する事項があるため、各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担のもと、庁内関係部局が連携を図り、施策の実効性や効率性が確保できるようにする。

(1) 個別施策分野

- ①行政機能／警察・消防等
- ②住宅・都市・土地利用
- ③保健医療・福祉
- ④産業・エネルギー
- ⑤情報通信・交通・物流
- ⑥農林水産
- ⑦国土保全・環境

(2) 横断的分野

- ①リスクコミュニケーション
- ②老朽化対策

5. 計画の推進及び進捗管理

(1) 優先的に取組む施策

限られた資源で効率的・効果的に「強さ」と「し

なやかさ」を兼ね備えた安全・安心なとちぎづくりを推進するためには、優先的に取組む施策を明確にして、重点的に取組みを進める必要があり、本計画では、設定したリスクシナリオ単位で施策の重点化を図ることとし、「人命の保護」を最優先として、起きてはならない事態が回避されなかった場合の影響の大きさ等の観点から、優先的に取組む内容と定めている。

以下、県土整備部として優先的に取組む施策の項目

表1-7-1 県土整備部として優先的に取組む施策の項目

施策分野		項目
個別施策分野	②住宅・都市・土地利用	・住宅、建築物等の耐震化 ・市街地整備 ・上下水道施設の耐震化 ・老朽空き家対策
	⑤情報通信・交通・物流	・道路の防災・耐震対策 ・緊急輸送体制の整備
	⑦国土保全・環境	・河川改修等の治水対策 ・河川・砂防施設等の長寿命化対策 ・総合的な土砂災害対策の推進 ・火山災害対策
横断的分野	②老朽化対策	・社会資本等の老朽化対策

(2) 各種施策の推進及び進捗管理

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本県の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行う。

本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、P D C Aサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、強靱なとちぎづくりを進めていく。

第2節 社会インフラの長寿命化計画

1. はじめに

本県の公共施設等については、人口増加やこれに伴う様々な行政需要に対応するため、その多くを高度経済成長期以降に整備してきたところであり、今後は、これらの施設等が一斉に老朽化し、更新等に係る多額の費用が継続的に必要となることが想定される。

加えて、地方分権の一層の進展や厳しい行財政環境が続くことが見込まれることから、公共施設等の長寿命化や維持管理経費の縮減等が必要とされている。

2. 国の動き等

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月に、「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。

各インフラを所管する者は、この「インフラ長寿命化基本計画」を参考に、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を定める「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を、また個別施設ごとの具体的なメンテナンス対策等を定める「個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)」を策定することとされた。

3. 長寿命化修繕計画の策定

県土整備部では、老朽化の進行が顕著な橋梁について、損傷・劣化などを将来にわたって把握することにより、中長期的な資産の状態を予測しながら計画的かつ効率的な管理を行うアセットマネジメントを平成20年度から導入し、従前からの対処療法的な修繕から予防保全的な修繕に転換を図るため、「栃木県橋梁長寿命化修繕計画」を策定した。

その後、舗装、トンネル、ダム等の個別施設についても、順次長寿命化修繕計画を策定し、平成28年度までに、県土整備部が所管する8分野14計画について、策定を完了させたところである。

表1-6-2 長寿命化修繕計画策定状況

分野	施設名	計画名	策定年度
道路	橋梁	橋梁長寿命化修繕計画	H20
	横断歩道橋	横断歩道橋長寿命化修繕計画	H28
	トンネル	トンネル長寿命化修繕計画	H27
	道路アンダー	道路アンダー長寿命化修繕計画	H28
	地下道	地下道長寿命化修繕計画	H28
	シェッド等	シェッド等長寿命化修繕計画	H28
	舗装	舗装長寿命化修繕計画	H26
河川	護岸・堤防等	河川管理施設長寿命化修繕計画	H28
	トンネル河川		
	樋門・樋管等		
	水質浄化施設		
	雨量観測局		
	水位観測局		
	CCTV局		
	袖井木川排水機場		H22
江川放水路分流施設	H22		
砂防	砂防施設	砂防施設長寿命化修繕計画	H28
	急傾斜地崩壊防止施設		
	地すべり防止施設		
ダム	土木構造物	ダム長寿命化修繕計画	H27
	機械設備		
	電気通信設備		
公園	県営都市公園	公園施設長寿命化計画	H23
下水道	管路施設	下水道長寿命化計画	H24
	処理施設		H23
住宅	県営住宅	公営住宅等長寿命化計画	H21
空港	ヘリポート	ヘリポート施設長寿命化修繕計画	H28

表1-6-3 近年の社会インフラの長寿命化の取組の経緯（国・栃木県）

年月日	
H20.12	栃木県 橋梁長寿命化計画策定
H23.8	橋梁長寿命化計画の見直し
H24.12	笹子トンネル天井板落下事故
H25.6	道路法の改正（点検基準の法定化）
H26.3	定期点検に関する省令・告示 公布 （5年に1回の近接目視による点検）
H26.5	栃木県道路メンテナンス会議 設立
H26.7	定期点検に関する省令・告示 施行 （5年に1回の近接目視による点検開始）
H27.3	栃木県 舗装長寿命化計画
H27.11	栃木県 トンネル長寿命化計画策定

なお、長寿命化計画等の詳細については、道路関連ページに記載している。

第3節 防災・減災対策の取組

1. はじめに

東日本大震災や度重なる豪雨災害など、近年の災害は頻発化、激甚化している。このため、これまで実施してきた災害を未然に防止する「防災対策」に加え、災害が発生した場合においても被害を最小化するとともに、速やかな復旧・復興を可能とする「減災対策」を一体的に行うこととし、平成24年度に「緊急防災・減災対策事業」を新たに創設した。

2. 緊急防災・減災対策事業の概要

緊急防災・減災対策事業においては、主に以下の対策を実施することとした。

〔道 路〕

■ 減災ネットワーク道路

- ・各防災拠点と主要幹線道路を連結する2ルートのうち1ルートを優先的に確保する。
- ・重大な事故につながり復旧に時間を要する落石対策箇所について対策を実施する。

■ 避難所周辺道路

- ・中山間地域等において、当該道路が被災した際孤立の恐れがある避難所と幹線道路とを結ぶ道路において、道路寸断危険箇所の対策を実施する。

【対 策】

- ① 橋梁損傷箇所：橋梁架替、補修 等
- ② 交差点通行困難箇所：交差点改良
- ③ 通行確保対策箇所：隘路解消、浸水対策 等
- ④ 通行危険箇所：落石対策 等

〔河川・砂防〕

■ 河川減災

- ・流下能力を阻害している土砂堆積箇所や河道狭窄箇所、超過洪水要対策箇所の対策を実施する。

■ 砂防減災

- ・土砂災害防止機能が低下している土砂堆積箇所、河床洗掘箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の対策を実施する。

【対 策】

- ① 土砂堆積箇所：堆積土除去、立竹木除去 等
- ② 河道狭窄箇所：河道掘削、橋梁架替 等
- ③ 超過洪水対策：堤防補強 等
- ④ 河道拡幅困難箇所対策：調節池 等

第7章 県土整備行政の見える化

第1節 事業評価システム

1. はじめに

栃木県（環境森林部・農政部・県土整備部）が実施する公共事業の効率化、重点化を図るとともに、県民に対し実施プロセスの透明性を高めていくため、公共事業評価システムが導入されている。

事業着手前、事業着手後長期経過時、事業完了後の各時点において評価を行うシステムである。

評価に当たっては、公共事業評価委員会（外部委員会）において審議（報告）するとともに、結果については県ホームページ等を通じて県民に公表している。

2. 公共事業評価の経緯

公共事業の再評価は、平成9年に『時のアセスメント』として北海道で始められた。

そして、平成10年3月に公共事業関係省庁から再評価システムを導入する方針が明らかにされ、建設省においては『建設省所管公共事業再評価実施要領』が策定された。本県においても、平成10年12月に『栃木県公共事業再評価実施要領』を策定し、再評価システムを導入した。

その後、平成14年4月に『栃木県大規模公共事業事前評価実施要綱』を策定し、事前評価システムを導入し、さらに平成17年5月に『栃木県土木部公共事業事後評価試行要綱』を策定し、土木部公共事業から試行導入され、平成20年4月からは、『栃木県公共事業事後評価実施要領』を策定し、事後評価システムを全庁的に導入した。

平成21年4月からは、行財政改革大綱に基づき、それぞれ策定していた要綱等を統合し、『栃木県公共事業評価実施要領』を策定、一体的な運用とした。

3. 公共事業評価の流れ

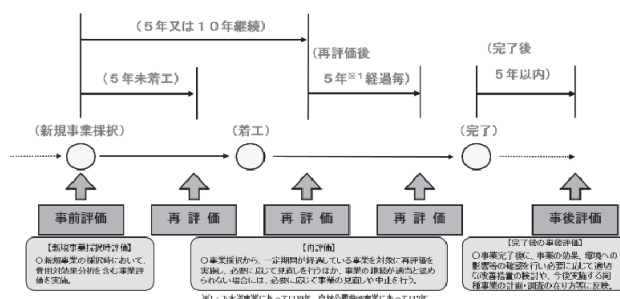


図1-7-1 事業評価実施フロー

(1) 事前評価システム（平成14年4月1日～）
県民生活に与える影響が特に大きい公共事業の計画段階において、県民の幅広い意見を聴取し、さらに第三者委員会からの意見を聴きながら、事業推進の必要性や妥当性をあらかじめ評価することを目的としている。

（対象事業）

事業着手前の計画段階で事業を予算化しようとする事業

（対象事業範囲の変遷）

・平成14年4月～

総事業費が50億円以上の事業【審議】

・平成18年4月～

総事業費が10億円以上の事業

【報告】総事業費が10億円以上30億円未満

【審議】総事業費が30億円以上

(2) 再評価システム（平成10年12月1日～）
事業採択後一定期間を経過した時点で未着工の事業、事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業等について、社会経済情勢の変化等を踏まえて、事業継続の必要性や妥当性等について第三者委員会からの意見を聴き判断を行う事を目的としている。

第1編 総論

(対象事業)

①事業採択後、一定期間が経過した時点で未着工の事業

②事業採択後、長期間が経過した時点で継続中の事業

③再評価実施後、一定期間が経過している事業
(対象事業範囲の変遷)

・平成10年12月～

建設省及び農林水産省が所管する補助事業

・平成17年7月～

国土交通省及び農林水産省が所管する補助事業及び交付金事業

・平成19年4月～

①国土交通省及び農林水産省が所管する補助事業及び交付金事業

②全体事業費10億円以上の県単独事業

・平成26年4月～

①国土交通省及び農林水産省が所管する全体事業10億円以上の補助事業及び交付金事業

②全体事業費10億円以上の県単独事業

(3) 事後評価システム(平成20年4月1日～)
完了した事業についてその事業実施の効果等について確認を行い、必要に応じて適切な改善措置の検討や今後実施する同種事業の計画等に反映することを目的としている

(対象事業)

①事業完了後一定期間が経過した事業

②事業評価の結果を踏まえ、改めて事業評価を行う必要があると判断した事業

(対象事業範囲)

①国土交通省及び農林水産省が所管する全体事業10億円以上の補助事業及び交付金事業

②全体事業費10億円以上の県単独事業

4. 公共事業評価委員会

平成10年12月に『栃木県公共事業再評価実施要領』が施行したことに伴い、同要領第6の規定に基づき、再評価の実施にあたり学識経験者等の第

三者の意見を求める諮問機関として『栃木県公共事業再評価委員会』が設置された。

次に、平成14年4月に『栃木県大規模公共事業事前評価実施要綱』が施行されたことを受けて、同要綱第4の規定に基づき、『栃木県大規模公共事業事前評価委員会』が設置された。

平成18年4月に両委員会を統合した『栃木県公共事業評価委員会』が設置されるまでの間、それぞれで委員会が設置されていた。委員の構成については、平成15年度から同一構成員で運用していた。

(1) 公共事業再評価委員会

(平成10年度～平成17年度)

・平成10年度～平成12年度

委員7名、委員長：横山幸満氏

(元宇都宮大学工学部部長)

・平成13年度～平成14年度

委員8名、委員長：横山幸満氏

(元宇都宮大学工学部部長)

・平成15年度～平成16年度

委員10名、委員長：横山幸満氏

(元宇都宮大学工学部部長)

・平成17年度

委員10名、委員長：中川三朗氏

(足利工業大学工学部教授)

(2) 大規模公共事業事前評価委員会

(平成14年度～平成17年度)

・平成14年度～平成16年度

委員10名、委員長：横山幸満氏

(元宇都宮大学工学部部長)

・平成17年度

委員10名、委員長：中川三朗氏

(足利工業大学工学部教授)

(3) 公共事業評価委員会(平成18年度～)

・平成18年度

委員10名、委員長：中川三朗氏

(足利工業大学工学部教授)

・平成19年度～平成20年度

委員 10 名、委員長：中川三朗氏(平成 19 年度)
(足利工業大学工学部教授)

委員長：中島章典氏(平成 20 年度)
(宇都宮大学大学院教授)

- ・平成 21 年度～平成 22 年度
委員 10 名、委員長：中島章典氏
(宇都宮大学大学院教授)
- ・平成 23 年度～平成 24 年度
委員 9 名、委員長：中島章典氏
(宇都宮大学大学院教授)
- ・平成 25 年度～平成 26 年度
委員 7 名、委員長：築瀬範彦氏
(足利工業大学工学部教授)
- ・平成 27 年度～平成 28 年度
委員 7 名、委員長：池田裕一氏
(宇都宮大学工学部(現地域デザイン科学部)教授)

5. 事業評価実施箇所

表 1 - 7 - 1 事業評価実施箇所数

年度	区分	再評価実施箇所数		事前評価実施箇所数		事後評価実施箇所数	
		県事業	市町等事業	県事業	市町等事業	県事業	市町等事業
土木部	平成10年度	16	54	-	-	-	-
	平成11年度	5	5	-	-	-	-
	平成12年度	6	7	-	-	-	-
	平成13年度	2	5	-	-	-	-
	平成14年度	3	8	2	0	-	-
	平成15年度	3	6	1	0	-	-
	平成16年度	2	4	0	0	-	-
	平成17年度	5	6	1	0	(11)	(1)
	平成18年度	19	2	4	0	(12)	(1)
県土整備部	平成19年度	5	18	4	0	(3)	(1)
	平成20年度	8	19	5	0	5	2
	平成21年度	5	7	2	0	2	2
	平成22年度	6	4	3	0	1	0
	平成23年度	21	1	3	0	1	2
	平成24年度	3	0	7	0	10	0
	平成25年度	4	1	9	0	10	0
	平成26年度	7	0	3	0	4	0
	平成27年度	4	1	5	0	5	1
	平成28年度	16	0	4	0	4	0
合計		140	148	53	0	42	7

※()の数値は、試行での実施箇所数

委員会に諮っていないため、実施箇所数に含んでいない。

第2節 道路行政マネジメント

国において、従来の「事業量」に重点をおいた道路整備から、「達成される成果」を目指す道路行政への転換を図るため「道路行政マネジメントシステム」が導入され、本県においても平成15年度より「業績計画書」および「達成度報告書」を作成・公表することにより効率性や透明性の向上を図ってきた。

また、平成17年度には、交通渋滞や交通事故対策について様々な分野の方々から意見を伺い、道路施策に反映することを目的とした「道路行政マネジメントを实践する栃木県会議」を設立し、主要渋滞箇所や事故危険箇所の選定や対策後の検証を行い、成果重視の道路行政を实践している。

(詳細は「第2編道路_第1章_総論_第2節栃木県の道路状況」を参照のこと)

第3節 開通宣言・完了宣言

公共事業の完成予定を事前に公表することで、社会経済的な効果を上げるとともに、県がどのような公共事業を進めているか等の説明責任を果たすため、県では、道づくりの情報「とちぎの道 開通宣言」、川づくりや土砂災害対策の情報「とちぎの河川・砂防施設 完了宣言」を、全国に先駆けて平成18年度から公表している。

平成28年5月の公表では、道づくりとして、県の道路・交通分野の将来構想である「人にやさしい県土60分構想」の実現に寄与し、概ね3年以内に開通(部分開通を含む)する事業について、また、川づくりや土砂災害対策として、県の河川・砂防分野などの将来構想である「県民の命を守る河川砂防構想」の実現に寄与し、概ね3年以内に完了する事業について、位置、時期、規模及び事業効果をホームページに掲載している。



ホーム > 社会基盤 > 交通・道路 > 道路 > 道路に関するお知らせ > とちぎの道 開通宣言について

いいね! 0 ツイート 更新日: 2016年5月14日

“とちぎの道 開通宣言”について

“とちぎの道開通宣言”とは・・・

はじめに

栃木県では、道づくりの情報を県民のみならずわかりやすく伝えるため、主要な事業の開通時期や事業効果などを全国に先駆けて平成18年度から公表しています。

掲載箇所について

栃木県の道路・交通分野の将来構想である「人にやさしい県土60分構想」の実現に大きく寄与し、縦横3年以上に開通（部分開通を含む）する事業について、開通時期及び事業効果を公表しています。

今後とち、県民のみならずの理解と協力を得ながら、厳しい財政状況のなか「選択」と「集中」により、開通目標の達成に向け事業を推進します。

予算や用地取得等の状況に大きく変更が生じた場合は、見直しを行います。

とちぎの道開通宣言（平成28年度版）（PDF：1,547KB）はこちらです。

今後3～4年にこれらの
河川・砂防施設の完成を目指します。



図1-7-2 開通・完了宣言のイメージ

とちぎの道 開通宣言

平成28年度



平成28年度開通

番号	路線名・箇所名	開通区間	延長	開通時期	事業効果
28-1	県道宇都宮新清島山線 湯沢交差点	那須烏山市湯岡	2車線 0.2km	H28春	荒川小学校通学路の歩道を整備し、歩行者の安全を確保します。
28-2	県道宇都宮烏和田線 湯谷町工区	宇都宮市湯谷町	4車線 0.5km	H28夏	（仮）大谷マートICへのアクセスを強化するとともに交差点部の渋滞を緩和します。
28-3	県道小沢川又井石部田線 赤井工区	鹿沼市板倉（バイパス区間）	2車線 0.2km	H28夏	老朽化した橋梁を架け替えることにより、安全で円滑な交通を確保します。
28-4	国道121号 大島橋工区	日光市大島	2車線 0.3km	H28夏	老朽化した橋梁を架け替えることにより、安全で円滑な交通を確保します。
28-5	県道宇都宮笠間線 小島工区	茂木町小貫	2車線 0.2km	H28秋	歩道を整備し、小貫地区の歩行者の安全を確保します。
28-6	県道山本下大羽線 上大羽工区	益子町上大羽	2車線 0.4km	H28秋	道幅が狭い上大羽地区の安全で円滑な交通を確保します。
28-7	県道宇都宮烏和田線 湯谷町生田田 湯谷工区	壬生町湯谷	2車線 1.6km	H28秋	産業団地へのアクセス道路を整備し、安全で円滑な交通を確保します。
28-8	3-3-30小山市新幹線 湯野平野東和野田線 平野工区	新小山市湯野町 （暫定2車線）	2車線 1.3km	H28冬	鉄道との立体交差を含めたバイパスを整備することで、交通の転換を図るとともに、新小山市街地の渋滞を緩和します。
28-9	県道小山環状線 堀中工区	小山市堀中～国道4号	2車線 0.4km	H28冬	県道小山環状線のバイパスを整備することで、県南地域のアクセス強化を図るとともに、環道の機能的な渋滞を緩和します。
28-10	県道作原田線 作原工区	佐野市作原町	2車線 0.6km	H28冬	道幅が狭い作原町地区の安全で円滑な交通を確保します。
28-11	国道408号 宇都宮高橋バイパス ～高橋沢宮橋寺	宇都宮市坂戸町 ～高橋沢宮橋寺	2車線 2.7km	H29春	鬼怒川左岸地域に集積する工業団地へのアクセスを強化するとともに、環道の渋滞を緩和します。
28-12	国道408号 真岡宇都宮バイパス	宇都宮市水室町	交差点 0.3km	H29春	鬼怒川左岸地域に集積する工業団地へのアクセスを強化するとともに、交差点部の渋滞を緩和します。
28-13	県道宇都宮結城線 上原工区	上三川町上原	2車線 0.2km	H29春	新4号国道との交差点部の渋滞を緩和します。
28-14	県道高田旗線 物井工区	真岡市高田	2車線 0.7km	H29春	物部小学校通学路の歩道を整備し、歩行者の安全を確保します。
28-15	国道400号 赤瀬工区	大田原市赤瀬	2車線 0.4km	H29春	道幅が狭く区画した赤瀬地区の安全で円滑な交通を確保します。
28-16	県道294号 小澤津上バイパス	那珂川町小川 ～大田原市佐良土	2車線 1.9km	H29春	県道294号のバイパスを整備することで、県北西部へのアクセス強化を図るとともに、環道の機能的な渋滞を緩和します。
28-17	県道矢板那珂川線 大島橋工区	那珂川町湯武 （バイパス区間）	2車線 0.4km	H29春	老朽化した橋梁を架け替えることにより、安全で円滑な交通を確保します。
28-18	県道名草小俣線 小俣町中工区	足利市小俣町中	2車線 0.8km	H29春	小俣小学校通学路の歩道を整備し、歩行者の安全を確保します。

～ 安全安心な暮らしを支える道づくり ～

県道親園南金丸線 宇田川工区



歩道のない危険な通学路は



歩道整備を行って安全に！

～ 地域の活力を生み出す道づくり ～

県道宇都宮真岡線 下栗町工区（都市計画道路）



渋滞の激しい幹線道路（現道）は



バイパス整備を行って快適に！

～ 緊急時にも頼れる道づくり ～

県道栃木二宮線 大光寺橋工区



被災しやすく、老朽化した橋は



架け替えを行って安全に！